

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成29年9月7日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	甲斐徳之助君
5番	守屋常雄君
6番	杉森弘之君
7番	須藤京子君
8番	黒木のぶ子君
9番	池辺己実夫君
10番	市川圭一君
11番	伊藤裕一君
12番	長田麻美君
13番	山本伸子君
14番	遠藤憲子君
15番	鈴木かずみ君
16番	利根川英雄君
17番	山越守君
18番	板倉香君
19番	柳井哲也君
20番	中根利兵衛君
21番	小松崎伸君
22番	石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計課課長補佐	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

平成29年第3回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成29年9月7日（木）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

会議前にお知らせいたします。執行部から決算認定附属資料の訂正に関する資料及び一般質問に関する資料配付の依頼がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） おはようございます。市民クラブの杉森弘之です。

私の質問は3つです。一問一答で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、介護保険法改正について質問いたします。

介護保険制度は、2000年の成立以来、3年に一度の改正で、介護現場はそのたびに振り回されてきたと言われます。2018年4月の6回目の改正に向けて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が本年5月に参議院で可決成立しました。

今回の改正の主な内容は、第1に、市町村は被保険者の自立支援等施策及びその目標等を市町村介護保険事業計画に定めるとし、都道府県はそれらを支援し、国は市町村及び都道府県に対し予算の範囲内において交付金を交付するというものです。つまり、自立支援介護を看板に、市町村の介護度改善、給付削減を競争させ、交付金格差をつけるいわゆる税制インセンティブの新設です。国は市町村に自立支援の目標を設定し、地域別、年齢別要介護度別の結果を公表させ、全国データと比較し、その成果により交付金に格差をつけ支給する保険者市町村への締めつけ法であります。

この自立支援介護への転換は、安倍首相がトップを務める未来投資会議で示されたと言われています。自立支援とは名ばかりで、介護度に改善があれば報酬をアップし、介護度の改善が

できない事業所にはディスインセンティブ、ペナルティー、罰を導入するというものです。これは公的介護保険制度の根幹を変えるものであり、介護を受ける者にとっては自立が強制され、自立できるような状況でなくても介護から排除され、介護サービスの低下を強制されることにつながりかねません。

全国老人福祉施設協議会、老施協は、要介護度の改善が期待できない高齢者が介護事業者、介護施設に敬遠され、在宅での介護が必要になるリスクが高まると指摘しています。既に特養ホームは原則要介護3以上なのにもかかわらず、要介護1、2の人を容赦なく排除している例が出ているとも聞いています。

牛久市内で要介護1、2の人の特養利用者数、あるいは要介護3から要介護2への介護度改善、すなわち判定がえによる特養からの退出について、2014年、2015年、2016年の実情をまずお聞きます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

制度改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームの入所が原則要介護3以上の中重度の要介護者に限定され2年が経過しましたが、これまで市内5カ所の特養において、入所時は要介護3以上であった利用者が、更新の認定申請の結果要介護2以下になり特養を退所となったケースは、5件把握しております。この5件の退所後の動向につきましては、在宅で生活をされている方、介護老人保健施設に入所された方、入院されている方とさまざまでございます。

特養は在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることを目的に入所基準の改正がなされましたが、真にやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例要件による救済もございますので、その際には適切に市が関与しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、現在の牛久市における介護度の改善、給付費削減の現況と、現況における例の税制インセンティブによる交付金への影響をどのように考えているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 御質問の介護度改善の現状についてでございますが、要支援認定者により軽度の状態にある総合事業対象者でサービスを利用した方は、昨年度末時点で159人いらっしゃいました。このうち通所介護や訪問介護サービスを実施していた方が、状態が改善されマネジメントを必要としなくなったケースは66件ございました。介護度改善を把握するには、各個人の状況を個別に追跡する必要がございまして、介護認定者全体としての改

善の状況は把握していないところでございます。

次に、交付金への影響についてでございますが、総合事業費の財源は地域支援事業交付金で賄われており、国・県市の公費が5割、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料が5割で構成されております。地域支援事業交付金は、給付費や直近3年間の高齢人口の伸び率を基準とした交付金上限割合が設定されているため、今後仮に総合事業費が増大していくと、交付金の上限を超えていくことも予想されますので、適正な総合事業の運営を図るため、事業の評価検証のほか、緩和した基準の第1号訪問介護事業所及び通所事業所の拡充やミニデイサービスの充実、生活支援ボランティアの確保等をさらに推進してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 今回の介護保険法改正の第2は、介護医療院の創設です。この介護医療院は、介護療養型医療施設いわゆる介護療養病床だけでなく、介護療養型老人保健施設いわゆる療養型老健からの転換も認められる見通しで、施設基準も介護療養病床と療養型老健の基準相当の2種類が想定されています。

介護療養病床は、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等を利用者像とし、病床100床に対し医師が3人以上必要なのに対して、療養型老健は容体が比較的安定した人を主な利用者像として、医師は1人以上と、大幅に人員配置が緩いものです。

そもそも療養型老健も介護療養病床からの転換、受け皿として2008年度に創設されたものですが、人員配置の報酬も不十分で、ベッド数はおよそ7,000床ほどにとどまり、介護療養病床に戻ったところも多かったと言われています。介護療養病床を2017年度の期限までに廃止することは難しいため、その有効期限を6年延長する2度目の延長も今回の改正法の中に入っています。

そこで、質問いたしますが、介護療養病床と療養型老健の牛久市での有無も含め、その現状はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、市内には介護療養病床はない状況でございます。老健施設は市内3カ所が設置されており、合計229床が整備されている状況でございます。

国では、これまでも介護療養病床を老健施設等への転換を進めてきており、議員御質問にもございましたとおり、今後平成30年度からさらに6年間の経過措置期間を延長し、転換を進めようとしているところでございます。

来年度の制度改正では、慢性期の医療、介護ニーズへ対応するため、要介護者に対し長期療

養のための医療と介護を一体的に提供する介護医療院を新たな介護保険施設として創設するということが決定しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 改正の第3は、介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第1号被保険者、65歳以上の方にかかる利用者負担の割合を3割負担にするというものです。既に2015年の前回の改悪で、自己負担は合計所得金額160万円、年金収入が単身で280万円以上の人で2割になりました。自己負担限度額、いわゆる上限額も単身で年金収入383万円以上の方は月3万7,200円から4万4,400円に引き上げられました。

さらに、特養ホームや介護老人保健施設に入所した場合、食費や部屋代の自己負担に対する軽減がありますが、その認定基準が厳しくなり、所得だけでなく単身で1,000万円を超える預貯金を持つ人は補助の対象から外されました。

そして、今度は3割の自己負担であります。この3割負担でふえる財源は、あのオスプレイわずか1機分でしかないというのですから、あきれます。

保険料は改正のたびに引き上げられ、さらに利用者負担金も引き上げられ、他方で特養に入る対象は制限されるなど、介護サービスは引き下げられるといった状況が続いています。自宅に残る配偶者や介護する子世代の家計が圧迫されている声が寄せられています。在宅ではサービスを減らすケースが多く、その分は家族の無償の負担がふえています。

2000年の介護保険制度スタートから6回の改正が続いているわけですが、茨城県の場合、この間のスタート時、2012年、2015年、2018年の4時点で、それぞれ保険料、利用者負担金、介護サービスがどのように変化したのか、そしてそれらで発生している問題点などをお示してください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 第1期の介護保険料基準額は月額1,994円、第3期の保険料基準額は月額3,450円、現在の第6期の基準額は月額4,800円でございます。第1期における基準額と第6期の基準額を比較しますと、2,806円上昇しているところでございます。

次に、介護サービスの利用者負担は、これまで原則利用料の1割負担でございましたが、御質問のとおり、平成27年8月より、一定以上の所得がある方につきましては2割負担に改正となったところでございます。今年8月現在、要介護認定者数2,719人のうち2割の負担者数は308人となっております。

次に、介護サービスの主な改正点でございますが、平成18年度より予防重視型システムの転換が図られ、要介護者への介護給付と分けて要支援者への予防給付が創設されたほか、地域

包括支援センター及び地域密着型サービスが創設されました。平成24年度は地域包括ケアシステムの構築に向けた改正が行われ、医療と介護の連携強化のため、定期巡回、随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護サービスの創設、認知症施策の推進等が図られました。平成27年度は、予防給付のうち訪問介護と通所介護が総合事業へと移行したほか、特養の機能重点化を図ることから、入所基準を要介護3以上に改正されました。また、介護保険施設等を利用中に居住費、食費を軽減する要件に資産要件が加えられました。

以上のように、さまざまな改正が実施され、被保険者からは改正点がわかりにくい、申請における添付書類等が多過ぎる等の御意見をいただいているところでございます。

来年度は第7期の介護保険料改定、制度改正も予定されておりますので、引き続き丁寧な説明と被保険者の理解に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 申しおくれましたけれども、議員の皆さんには資料が配られておりますので、今の説明を担当の部局から一覧表として示されておりますので、それをごらんいただければと思います。

最近も、岐阜県高山市の介護老人保健施設それいゆで、7月末からの半月間で入所者の高齢者3人が相次いで死亡したほか、別の2人がけがをして入院している異常事態が起きました。岐阜県が立入調査を行うとともに、岐阜県警は入所者が暴行を受けた事件の可能性を視野に捜査を開始しています。

また、記憶に新しいのは川崎市の有料老人ホームSアミーユで、2014年11月から12月にかけて発生した3人の殺人転落死事件です。この事件は、その後施設利用者の金品を盗むという事件も発生していたこと、この施設ではこの事件だけでなく虐待事件を起こした4名の男性職員を解雇していること、虐待した職員が過酷な労働環境に耐えかねて認知症高齢者を虐待したと話していることなどが明らかになりました。職員は、ライン表と言われる業務表で15分単位に区切られ、何々様トイレ誘導、何々様排せつ介助、何々様口腔ケアとびっしりとスケジュールされ、時間に追われる毎日でした。介護職個人の裁量で高齢者と接する時間は一切ない、人によっては休憩もとれない、その日常が精神的に負担になっていきましたと元職員は証言しています。

市町村、そして介護施設に介護度改善、給付削減を競争させ、強制していく今回の介護保険法の改正は、介護労働者の労働環境の一層の悪化をもたらす危険性を秘めています。

そこで、最近の介護労働者の労働環境の改善変化について、説明を求めるものであります。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 御質問の介護従事者の処遇改善等につきましては、国におい

て平成21年度より介護報酬改定に3%を上乗せした介護従事者の処遇改善に重点を置いた改定が実施され、その後平成24年、平成27年、平成29年の介護報酬改定において、介護処遇改善加算として、これまで月額5万3,000円相当の拡充が実施されてまいりました。

賃金の改善につきましては改善しつつございますが、市内の介護サービス事業所からは、依然として安定した介護人材の確保が難しいという声が聞かれます。今後は国のさらなる介護従事者の処遇改善策を注視しつつ、市としても適切な検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） この問題の最後に、牛久市での特養の待機者は現在どのくらいの人数になっているのか、そして今後の対応策はどのように考えているのか質問します。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 特養の待機者数と今後の対応の質問でございますが、特別養護老人ホームの入所を希望している牛久市民が、平成29年4月時点の調査で130人、昨年の4月時点と比較いたしますと30人減少しております。

特養の整備計画につきましては、第7期介護保険事業計画において、向こう3年間で必要な介護施設の種類やその量、また日常生活圏域における配置等を給付費の推計と介護保険料とのバランスを勘案しながら施設整備目標数値を定めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、公共交通について伺います。

関東運輸局交通政策部の部長澤井 俊氏は、2016年第9回オンデマンド交通カンファレンスで、オンデマンド交通の現状と課題について、以下のように講演しました。

1、高齢社会が到来し、右肩下がりだったバスの利用者が増加に転じているように、地域における公共交通の役割は大きくなっています。2、そうした中、公共交通には高齢者を初めとする利用者のニーズに対応したサービスを的確に提供する柔軟性が求められています。3、オンデマンド交通は、多様なサービスを提供できる柔軟性にすぐれた交通手段であり、住民の期待が高まっています。4、その一方で、幾つかの特性もあるため、地域の状況をよく見きわめた上で導入する必要があります。また、既存の公共交通との役割分担と連携にも十分配慮する必要があります。5、こうした課題を解決しつつ、オンデマンド交通を導入することも含め、地域の自治体と住民が一体となって、より使いやすく持続可能な公共交通を実現することが期待されており、国も地域の取り組みを積極的に支援します。

モータリゼーションの進展に伴い、1999年には乗用車保有台数が乗り合いバスの輸送人員を上回るようになり、乗り合いバスの輸送人員は減少し続けてきましたが、2006年度以

降は横ばいを続け、東京５０キロメートル圏外のマイカー所有者の多くは公共交通に無縁でしたが、そこにも変化があらわれています。関東では５０キロメートル圏の内外ともに公共交通を利用する人が増加、またマイカーがあっても公共交通を利用する人が増加しているとのこと。

そこで、地域公共交通の役割として、サラリーマンや学生の通勤通学の足だけでなく、高齢者の生活や通院の足としての役割が大きくなっています。そして、高齢者、とりわけ公共交通に頼らなくてはならない７５歳以上の後期高齢者が今後ますます増加します。

関東地方の人口推計を見ますと、２０１５年をピークに総人口は減りますが、７５歳以上の後期高齢者の数と割合はふえ続け、２０２７年には７４０万人、人口の１７．８％を占めるとされています。

その中で２０１４年の高齢者の運転免許証返納件数は２００５年の１１倍、約２０万件に及び、今後ますます増加することが予想されます。ちなみに、年齢別の運転免許証保有率は、２０１４年度で、４５歳から４９歳の方の９６．５％をピークに、７５歳から７９歳で４２．４％、８０歳から８４歳で２７．８％、８５歳以上で１０．６％となっています。

２０１７年３月１２日から施行された道路交通法改正により、７５歳以上の高齢者に対する臨時の認知機能検査制度が導入され、認知機能検査において認知症のおそれがあると認められた者、平成２５年度中では受検者全体の２．４％と言われています。それに対し、その者の違反状況にかかわらず、臨時に適正検査等を実施し、医師の診断で認知症とわかれば、免許の停止、取り消しが可能となりました。今後、免許返納はさらに増加すると予想され、公共交通の役割が格段に高まると予想されています。

さきの市議会定例会で、経営企画部長は、牛久市は公共交通として路線バス、それと路線バスの通っていない部分に関しましてはかつぱ号等のコミュニティバス、またそこも通っていない部分に関しましては、今後、先ほど申し上げましたデマンド交通の充実を図っていきたいと考えておりますと述べています。

そこで、個別にお願い、お尋ねいたします。

まず、路線バスについて、現状と今後の展望について伺います。最近の５年間の路線数、乗客数と市からの補助金があればその有無も含め、その推移をお示しください。また、今後の展望についても伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） 公共交通に関する御質問のうちの、まず路線バスにつきましてですが、現在牛久市では牛久駅とひたち野うしく駅を起点としまして、市内及び牛久市とつくば市や牛久市と龍ケ崎市を結ぶ１０のバス路線が運行されております。年度での比較としま

しては、5年前の平成24年度の13路線から、柏田循環とみどり野循環の2路線が統合されてさくら台循環となりまして、栄町循環と牛久駅東口からひたち野うしく駅の2路線が廃止されて、平成28年度では10路線となっております。なお、廃止になった2路線につきましては、栄町循環は牛久駅東口から牛久浄苑路線の一部の車両が同ルートを運行することで、また牛久駅東口からひたち野うしく駅の路線は、その後のかっぱ号のルートの見直しをすることで影響を最小限にとどめております。

乗客数につきましては、平成24年度が145万1,000人、平成28年度が176万6,000人となっております。補助金に関しましては、国県それと市の協調補助の形で運行費の補助金を関東鉄道株式会社に交付しております。牛久市の負担額は、茨城県バス運行対策費負担金としまして、平成24年度は53万円、平成28年度では約28万円となっております。

加えまして、車両のバリアフリー化推進のためのノンステップバス購入補助としまして、牛久市ノンステップバス導入事業費補助金を平成28年度より関東鉄道株式会社に交付しております。平成28年度の交付額につきましては、約32万円となっております。この補助金に関しましても、国、県、それとつくば市との協調補助となっております。

便数につきましては、利用者の動向を受けまして、ことしの9月に牛久駅東口から龍ヶ崎市のニュータウン長山ルートで、1往復2便の増便が予定されておりますが、一方で牛久駅東口から牛久浄苑ルートでは、3往復6便の減便が予定されております。バス運行事業者によりまして、近年の私立学校でのスクールバスの充実が図られたことによりまして、路線バス通学者などの定期的な利用客数が減少したなども減便の理由の一つとして考えられるものとなっております。

路線バスやかっぱ号などの充実を求める声は高齢化社会の進行とともに大きくなっておりますが、また一部の路線では乗客数が減少しまして、採算がとれずにバスの便数も減少するという悪循環が起こっているという現状でもございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、コミュニティバスについて、最近5年間の路線数と乗客数、市の支出金の推移について伺います。

また、近隣市町村との相互乗り入れの進展と展望についても伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） コミュニティバスに関しましては、まず路線数ですが、5年前の平成24年度は5ルート、その後ルートの変更と平成25年4月に通勤ライナー2ルートの新設しまして、現在は7ルートとなっております。

利用者数は、平成24年度は18万9,316人、平成28年度は29万670人で、10

万人以上の乗客数の増となっております。

運行経費につきましては、平成24年度は4,446万5,458円、平成28年度は7,935万4,177円で、市の支出金であります補助金は、平成24年度は2,796万3,000円、28年度は4,184万1,000円となっております。

また、近隣市町村との相互乗り入れについてですが、現在はつくば市の宝陽台団地内にかっぱ号を運行しておりまして、3カ所の停留所が設置されております。

また、ことしの4月からつくば市ほか4市で構成されている公共交通網の広域連携を図る検討会議、こちらに正式に加入しまして、構成市で情報収集や交換を行っております。

そのほか検討中のものとしましては、奥原町地内での稲敷市のコミュニティバスの停留所設置について、現在稲敷市と協議をしているところでございます。

今後の展望としましては、守屋議員への答弁でもお答えいたしましたが、平成28年6月に策定しました牛久市地域公共交通網形成計画の中で、ひたち野うしく駅周辺での必要性を検証しまして、導入を検討することを最優先事項と位置づけております。ひたち野うしく小学校区のタウンミーティングの中でも、かっぱ号の路線見直しについて意見が上がっていることから、ひたち野うしく駅を中心としたひたち野地区での新ルートの検討をしております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 続いて、デマンド交通については、2012年の牛久市地域公共交通総合連携計画によれば、タクシーのほかに過疎地有償運送、現在の公共交通空白地有償運送、さらに福祉有償運送5団体、福祉巡回バスなどがありますが、それらの最近5年間の乗客数と市からの補助金の推移をお示してください。

また、それぞれに抱えている困難性、例えば運転手の確保など、今後の展望についても説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） デマンド交通に関しましての質問にお答えいたします。

最初に、公共交通空白地有償運送につきましては、これはNPO法人サンライズさんが公共交通空白地の指定を受けた奥野地区の住民を移送するために、国土交通省に登録の上、実施しているサービスでございます。利用者数につきましては、平成24年度1,003件、これに對しまして平成28年度におきましては2,069件となっております。

このサービスは公共交通の色合いが強いことから、市としましても補助をしておりまして、補助金額につきましては平成24年度で300万円、平成28年度で373万円となっております。

運営経費につきましては、車両購入費も含めまして、平成24年度約348万円、平成28

年度では約５７２万円とのことです。

次に、福祉有償運送につきましては、これは要介護者や身体障害者の方、こちらを移送するサービスでございまして、現在牛久市の中では、牛久市社会福祉協議会、ＮＰＯ法人サンライズさん、ＮＰＯ法人らくらくさんなど、６つの団体が有償運送の例外許可としまして国土交通省に登録をしまして行っておる次第でございます。

このサービスに関しましては、希望する団体が国土交通省に登録を行って自主的に実施する事業ですので、市の補助金はございません。このため、各団体の事業経費、利用者数につきましても、市としましては、申しわけないんですが把握しておりません。

最後に、福祉巡回バスにつきましては、こちら利用者数は、平成２４年度は６，２５２人、平成２８年度は１万６７５人となっております。運営経費は、決算ベースで人件費と車両管理費を合わせまして、平成２４年度では５９８万円、平成２８年度では６３３万円となっております。

また、運転手の報酬や問題点についてですが、福祉有償運送につきましては、これを実施する、希望する団体の自主事業ですので、各団体の報酬などについては、こちらでは把握してございません。

また、公共交通空白地輸送に関しましては、実施団体から運転手の報酬、こちら１運行当たり８５０円と聞いております。１運行当たりの報酬であるため、常時勤務運転手の確保が難しいため、時給払いとできるように要望書が現在提出されていまして、要望内容を精査中でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○６番（杉森弘之君） 現在の交通体系を考えた場合、路線バスとコミュニティバス、そして現在のデマンド交通などの微調整で解決できない問題があるのではないかと。新たなデマンド交通の構想が必要ではないかと考えますが、市執行部の見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） また、新たなデマンド交通ということですが、先日の尾野議員の御質問でもお答えしましたとおり、平成２８年６月に策定しました牛久市地域公共交通網形成計画の中で、牛久市の公共交通ネットワークの将来像としまして、市街化区域のバス路線を配置するエリア、それと郊外団地のバス路線を配置するエリア、公共交通空白地有償運送によるデマンド型公共交通の実施エリア、それ以外の市街化区域や郊外団地の外側の地域を、デマンド型公共交通を推進するエリアとして現在区域づけを分けております。

御質問の中のデマンド交通とは、市街化区域や郊外団地の外側の地域で実施を推進していくデマンド型の移送サービスの中で、タクシーなど活用しました移送サービスで、市がタクシー

会社に委託して行う乗り合い型のタクシーのサービスでございます。これにつきましては、市としても、議員の御指摘のとおりその必要性を感じておりますが、しかしながら他自治体の事例では、非常にコストがかかるということから、本年度も1団体が事業実施を検討中でございます。ボランティア移送サービスの担い手の検討を全市的に行いまして、経費の節約に努めた後に、サービス開始を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 最後に、福島第一原発事故と東海第二原発について質問いたします。

2011年に起きた福島第一原発事故の収束は全くめどが立っていません。8月15日付毎日新聞によれば、1号機から4号機の周囲の土を凍らせて壁を築き地下水の流入を遮断する凍土遮水壁は全く役に立っていません。既に1.5キロメートルの99%以上を凍らせ、残りは7メートルだけという状況ですが、完成しても汚染水発生が劇的に減ることは考えにくいと言われています。もともと凍土壁の有効性については疑問の声が大きかったにもかかわらず、なぜ強行したのか。

一つは、2013年の秋に東京オリンピック誘致の山場を控え、安倍首相がIOC総会での招致演説で、福島についてお案じの向きには私から保証いたします。状況は統御されています。英語でアンダーコントロールであるとうそを平然と述べたわけですが、そのため国が前面に出て汚染水対策に当たっていることを国際的にアピールする狙いがあったといえます。

そして、もう一つ、東電という民間企業の事故の後処理に税金をつぎ込めば国民の反発を招きかねないが、過去に例のないチャレンジング、挑戦的な技術の凍土壁なら国費を出せるという事情があったといえます。こうして345億円もの税金が無駄に使われたのです。

さらに、維持するために、毎年十数億円の無駄な費用がかかり、維持管理に携わる作業員の被ばく量も多いといえます。

経産省は福島第一原発の廃炉には30年から40年を必要とし、最新の発表ではその費用を21兆5,000億円と見積もっています。この額は3年前の見積もりの2倍に達し、今後さらに膨らんでいくことが予想されます。

福島第一原発事故は、放射能汚染と風評被害によって、牛久市に多大な被害を与えました。牛久市は龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、美浦村、利根町とともに6市町村で牛久市を会長に、稲敷地区6市町村放射能対策協議会を結成し、県知事に対して、原子力安全協定における重大な問題については、30キロ圏外の市町村についても情報提供と意見表明の機会を設けることを主張しました。これは牛久市民の生命と財産を守る立場の牛久市にとって大変重要な主張であり、当然の主張でもあります。

この30キロ圏外の市町村についても情報提供と意見表明の機会を設けることについては、

その後どのような動きをしているのでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 東海第二原発は、現在原子力規制委員会の定めた新規規制基準への適合性審査が進められている状況でございます。

また、同委員会が策定した原子力災害対策指針により、原発から半径30キロメートル圏の市町村と道府県は地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、実施することを求めていること、東海第二原発の場合、対象地域の県民96万人の大規模避難、受け入れ先の確保等の非常に困難な課題を背負っております。

これらは、福島第一原発事故の反省から設けられたものになりますが、そのもととなった福島第一原発事故による災害は、発生から6年を経過した今もお終息を見通すことができません。

去る8月28日に開催された茨城県市長会では、岩手、宮城、福島の東北3県からの出席者から、東日本大震災の被災地では懸命に復興の取り組みを続けており、まだまだ支援を必要としていること、特に、原子力災害に見舞われた福島県では、県民5万7,000名余が今なお避難を続けていることと、居住地区の96%が帰還困難区域となった大熊町でも、自治体は住民の生活を取り戻すため歩み続けていることなどが説明されました。改めて福島第一原発事故の処理は終わりが見通せないということを強く印象づけたものでございました。

東海第二原発の再稼働については、国の責任において十分な安全性の検証が担保された上で判断されるべきと考えております。住民の生活には安心安全の確保が第一であることから、避難計画の策定など住民の納得できる安心安全の確保は、行政として当然の責務であると考えております。

福島第一原発の事故では、牛久市も被災地であったことから、私たちは事故当事者としての意識を持って再稼働というものを考えなければならないと思っております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 東電に対する損害賠償は、6市町村で共同で進めるとのことです。東電は、被災者に対する損害賠償補償に誠意を示さず、安倍政権は凍土壁やスーパー堤防など無駄な公共事業に走り、大手ゼネコンに税金をつぎ込んでいます。

東電に対する損害賠償請求は厳しい態度で臨まなければなりません。この間の請求と賠償の経緯、そして今後の方針について伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 私のほうから、稲敷地区6市町村放射能対策協議会の請求についてお答えいたします。

稲敷地区6市町村放射能対策協議会では、平成24年度から平成28年度まで5回にわたり、東京電力に対して損害賠償請求を行っております。構成市町村全体の請求額は5億3,290万2,847円に上り、支払いを受けた額は3,337万4,794円でわずか6.3%にすぎず、4億9,952万8,053円もの額がいまだに支払われておりません。

このうち牛久市の請求金額は1億3,604万3,254円、支払いを受けた額は1,351万5,153円で9.9%、1億2,252万8,101円の未払金が生じています。

牛久市のこれまでの放射能対策経費は、平成23年度から27年度までの5年間で3億9,188万3,715円に上っており、財源の内訳を見ると放射線量低減対策特別緊急事業費補助金など国県からの補助金が2億1,900万1,313円、復興特別交付金が3,683万9,148円。これらを差し引いた1億3,604万3,254円を東京電力に賠償請求しておりますが、うち9割を超える1億2,252万8,101円が、先ほどお話ししましたとおり未払いとなっております。

6市町村協議会として、昨年度まで5回にわたり行ってまいりました東京電力に対する損害賠償請求ですが、構成市町村の請求額の取りまとめが整い次第、通算6度目となる損害賠償請求をことし10月に行う予定で準備を進めております。

牛久市の今年度の請求額はおよそ1,000万円となる見込みで、これまでの未払い金と合わせるとおよそ1億3,200万円となり、その大半を人件費が占めております。東京電力は人件費に対する賠償を行わないと主張しておりますが、福島第一原発の事故から6年余り経過した現在においても事故は終息しておらず、放射線量測定や給食食材測定などのモニタリング調査を継続せざるを得ない状況にあるため、放射能対策が継続する限り人件費の負担がなくなることはございません。

協議会といたしましては、放射能対策に係る経費について、原因者である東京電力に対して損害賠償請求を継続し、あわせまして東京電力が賠償請求に応じない人件費を初めとする未払金について、損害賠償請求権の消滅時効となる平成33年までに、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解の申し入れをすべく、方向性を協議しておるところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 他方で、東海第二原発は、2018年に運転期限の40年を迎える老朽原発で、原子炉のひび割れの危険性が高く、火災に弱いケーブルが4割を占め、地震津波による炉心損傷確率が最も高いなど、事故が起きる危険性がひとときわ高い原発です。しかも、首都圏に唯一存在し、30キロ圏内に約100万人が住み、事故が起きた場合の被害の大きさは全国最大級になります。この危険な東海第二原発を、国と原電、東電はさらに20年間期限延長し、再稼働しようとしています。

さきの茨城県知事選挙では、東海第二原発の再稼働の是非が大きな争点となりました。現在も知事在任中の橋本候補は、東海第二原発の再稼働を認めないと表明しました。この橋本候補と東海第二原発の再稼働反対を公約の第一に掲げた鶴田候補を合わせると、原発再稼働反対は投票総数の過半数、52.5%に相当し、出口調査では約7割が再稼働反対であったとも報じられています。

牛久市にとっても、東海第二原発の再稼働問題は、一旦事故が起こった際には、単にひたしな市民の避難を受け入れるという問題だけではありません。福島原発事故では、180キロメートルも離れた牛久市がホットスポットとして高レベルの放射能汚染を経験しています。東海第二原発は、牛久市から約65キロメートル、つまり約3分の1という近距離です。福島原発事故では、原発から約50キロメートルの川俣町が事故で避難を強いられました。つまり、牛久市自身が避難する事態にもなるという問題であります。

そのため、牛久市議会は、2012年3月の第2回定例会で東海第二原発の再稼働中止と廃炉を求める意見書提出の請願を採択し、2016年6月の第2回定例会で、間もなく40年を迎える東海第二原発の20年延長の申請をしないように求める意見書を全会一致で可決しております。

そこで、根本市長にお聞きいたしますが、先ほどの答弁でも若干触れておられるようですが、東海第二原発の再稼働問題について、もう少し御自身の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） この問題は、先ほどの知事選でも大きな論点だったというように私は感じております。それで皆さんがどのような判断をされたかは、その結果でございます。ですから、そういうものを私たちはこれから尊重しながらも、ただやはりその地においてそのような事故があった場合、それほどの安全が担保できるかということは最大の懸念でございます。ただ、国に大きなエネルギー問題もございましょう。そういうことを鑑みながらも、やはり地域の安全安心というのは大変重要でございます。我々も決して避けては通れない道でございますので、それらを担保するまで私たちは要望、そして動向を見たいと思っております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 牛久市議会はまた、本年6月の第2回定例会において、原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出についてを全会一致で可決しました。

同意見書は、「事故から6年以上経過したが、今なお多くの福島県民が自主避難も含めた避難生活を余儀なくされている。しかし、政府と福島県は、避難指示区域外からの避難者に対する無償住宅提供を本年3月末で既に打ち切っている。住宅は最も基本的な生活の基盤であり、

避難者は無償住宅提供を打ち切られたことにより経済的な困窮に陥っていることが容易に想像される。よって、国会及び政府はこうした状況を十分に理解し、自主避難者を含めた避難者に対する住宅支援を復活するための必要な措置を講じるよう強く要望する」と述べています。

このことは、国と県だけに限られたことではありません。市においても、住宅支援のための必要な措置を講じることが求められていると考えますが、市長は先ほどの答弁の中でも若干これについて触れられていますが、このことについてもう少し踏み込んだ説明をいただければと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市のこれらの支援でございますが、現在は1世帯のみとなっております。しかし、これは私も8月の市長会のほうで、福島県のほうの被災された地域から、まだまだ支援は必要だという話を聞いております。また、先ほども答弁したように、この問題はまだ終わっていないという状況でございます。また、それら等に対して、これから何か私たちに支援できることがあれば、私たちは積極的に行っております。

また、多くの市町村ではマンパワーが大変必要だという話をされています。これからの都市計画をするにおいても、非常にそういう人が少なくなっている状況でありまして、どうにか茨城県に関してもそういうマンパワーの支援がどうにかできないかということを非常に言われております。

ですから、そういうことも含めて、我々ができることを、これから茨城県、それから市長会、そして福島県の対応しながら、対応して検討したいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で、杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時17分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、いじめの実態と対応であります。

文部科学省が発表している平成27年度における全国の国公立小中高特別支援学校が把握したいじめの認知件数は2万5,132件で、26年度より3.7万件ふえておりますが、約4割の学校ではいじめはないと報告しています。いじめ防止対策推進法が可決されましたが、いまだにいじめ自殺の学校側の対応に苦しむ遺族のニュースが報道されています。

皆様も御存じのように、いじめとは弱者に対して、個人または集団で、意識的に精神的あるいは肉体的な苦痛を与えることであり、いじめられた人は想像もできないほどの深い苦しみを味わうことになります。

発見しやすいいじめとして、金銭強要や傷害を加える暴行などの非行を含む問題行動によるいじめがあり、発見にくいものとしてプロレスごっこ、からかい、無視、いたずら、ふざけ、最近多いのはSNS、行動として識別しにくいいじめが今、子供たちの世界では起こっております。

被害者は、いじめについて聞いても言わないことが多いです。理由として、いじめられることはみっともないと思っている、親に心配をかけたくない、親や先生に言うとは返しが怖いなどが挙げられ、一方加害者と言われる子供たちというと、いじめの深刻さを認識しないで、からかい、いたずらなどの遊び感覚であります。いじめが行われているとき、周りには見ている子供たちもいると思います。

そこで、文部科学省は、いじめを見たとき、その場に居合わせたときの子供の対応を調査したところ、圧倒的に多かった回答が「かかわらないようにした」、次に「一緒にいじめに参加した」、最後に「時間がたってから親に話した」とあり、居合わせた側もなかなか相談するということが困難であります。

そこで、まず牛久市におけるいじめの現状をお示ください。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今年度の4月から8月末までに学校で認知したいじめの件数は、小学校15件、中学校12件で、合計27件でした。

また、態様としましては、からかいや悪口などが14件、たたかれるが3件、持ち物を隠される5件、嫌なことをされる3件、スマホでの誹謗中傷2件の内容です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） この認知件数は、どのような形で報告を受けたのかお示ください。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 認知したいじめの通報方法について答えます。

本人が教員に直接訴えたケースが7件、保護者が教員に電話相談や連絡帳で訴えたケースが

11件、保護者が教育委員会の指導課に電話で訴えたケースが2件、学年の友人が教員に訴えたケースが1件です。

また、通報ではないケースとしましては、教員が子供たちの様子を見ていじめと認識したケースが3件、生活アンケートの記述などから聞き取りを実施して認知したケースが2件となっています。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） いじめの報告を受けたら、教職員がみずからの問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題であります。どこまでもいじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うことです。子供の悩みを親身になって受けとめ、子供の発する危険信号をあらゆる機会に捉えて、鋭敏に感知するよう努めていかななくてはなりません。

教職員の発言は子供にとって大きい影響を与えます。勇気を出していじめられていることを相談しても、先生がいじめた子供をかばうような発言をしてしまったら、いじめられた子供の居場所はなくなります。どこまでもいじめられている子供を守っていただきたいです。

そこで、いじめの報告を受けてから、現時点ではどのような対応で解決しているか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 認知したいじめ事案については、各学校で定めている学校いじめ防止基本方針の通り、管理職を含む校内のいじめ防止等の対策のための組織において情報が共有され、組織的に対応されております。

具体的には、被害・加害児童生徒への聞き取り、加害児童生徒やいじめが発生した集団への指導、保護者への連絡相談などを行っております。

指導後は、先ほど述べたどの案件についても、加害児童生徒のいじめ行為は認められませんが、現在も被害児童生徒の見守りは継続しています。

牛久市の取り組みとしましては、国のいじめ防止対策推進法の規定に基づき、平成27年6月に牛久市いじめ防止対策推進条例を制定しております。また、この条例に基づき市長部局が、牛久市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、土浦児童相談所所長を初め、水戸地方法務局龍ヶ崎支局長、牛久警察署長、筑波大学大学院教授、牛久市青少年相談員連絡会会長、牛久市民生委員児童委員連絡協議会委員、牛久市人権擁護委員会常務委員、牛久市PTA連絡協議会会長、牛久市校長会生徒指導研究部長、牛久市保健福祉部長らを市長が委員として委嘱し、委員の方々には牛久市のいじめ防止等の取り組みについて指導、助言をいただいております。

また、教育委員会といたしましては、牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会を設置して、こちらも児童相談所の次長、水戸地方法務局龍ヶ崎支局総務係長、牛久警察署生活安全課長、筑波大学助教、茨城県スクールソーシャルワーカー、牛久市社会福祉課長、牛久市こども家庭

課長、牛久市教育委員会次長、指導課長らを教育委員会が委員として委嘱して、委員の方々には各学校のいじめ事案の対応について助言、指導をいただいております。昨年度は年3回実施しまして、市内の全てのいじめ事案について検証していただきました。また、臨時でも開催し、個別にいじめ事案を検証していただきました。

さらに、今年度はいじめの再発防止のために、教育センターさぼうの広場において、心理学のスーパーバイザーであります東京成徳大学大学院教授、こちらを招いて、市内の先生方、指導課職員、教育センター職員を対象に、いじめと障害に配慮した教育についての研修会を実施しました。

このように、各分野の専門家から第三者の視点で指導、助言をいただきながら、いじめ事案の対応等について検証し、継続して見直しを図っている現状です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 十分な体制で対応されていることを理解いたしました。

先ほども答弁にありましたように、牛久市いじめ基本方針の基本理念の中に、「いじめを生まない人間関係づくりが必要です。学び合いは日々の授業で児童生徒をつなぎ、心をつなぎ、一人一人にとって居場所のよい学級をつくることを目指します」とあります。

それでは、子供たちに対して、いじめに関する授業など行われているか、また学び合いを通して心の教育はどのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 文科省は、来年度より全ての教科でアクティブラーニングというような授業をなさいというような話になりました。対話的な深い学びを全ての教科においてしましょうということで、道徳においてもそういった授業をなさいということで、これまで道徳はどちらかというと読み物資料だったり、教師の押しつけ的な授業が多かったんですが、これからは考え、議論する道徳というような指導法に変えるような指導が入っています。来年度から道徳が教科になりますので、教科書というのができました。どの学年の教科書にも、いじめの教材が入ってきて、これを考え、議論しながら進めなさいというような方向になりました。

一方、学び合いの授業ですが、一人でわからないときには教えて、助けてと、上手に友達に依存する力をつけようとしています。言われたら必ず最後まで教えると、教わったらありがとうと返すと。ありがとうと言われることで、教えたほうは自分の学びが他者の役に立っているとそういったことを感じながら、自己肯定感や自己有用感を育てていくというようなことを進めています。

また、授業がこれまでのような一斉授業ではなくなりましたので、課題を与えてグループで解くというようになってまいりましたので、先生方が授業中、子供たちの周りを回って子供た

ちを観察するという時間ができました。その中で見つかることは、グループになりなさいと言っても、どうしても机をくっつけられない子供がいます。これは、つけなさいと言っても、人間関係が壊れているとこの机につきません。それから、友達と友達の上に、今大きな筆箱を使っているんですが、この筆箱を立てて子供たち同士の壁をつくると、そういった現状も見られたり、リストカットの跡を見つかったりもします。そんな子を追いかけますと、大体休み時間はひとりぼっちで本を読んでいる。音楽室やなんかに移動するときも、みんなが移動した後でぼつんとひとりで移動すると。そういうようなこともありまして、そういった子供たちの心を、相談もするんですが、できれば友達とつながいながら授業の中できずなをつくっていければなど、そういうことでいじめを生まないような居場所づくりになればなというような取り組みも授業の中でしている状況です。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 今後の対策といたしまして、いじめの相談窓口の周知が必要かと思いますが、市ではどのような対策をとられておりますか。現在、ネットいじめやいじめられたこと、いじめを見たことを匿名で相談報告ができるアプリがあります。最近はある特定の生徒に対する誹謗中傷などが行われるネットいじめが深刻な問題となり、対策がとても難しいことが特徴であります。閉鎖的な空間で行われるネットいじめの問題には、早期発見が難しく、いじめの対応がおくれてしまう傾向があります。

そこで、スマートフォンのアプリを活用した報告、相談窓口をつくる必要があります。また、教職員と関係者間での情報共有ができる仕組みが必要であります。この2つの環境を実現するために、アメリカでは他人のいじめを見つけたとき、また自分が悩みを抱えているときに、匿名で報告相談ができるスマートフォン用アプリを活用したいじめ対策が広がっており、その代表的なアプリの一つにSTOP i tがあります。

児童生徒はSTOP i tを使うことで、いじめを見つかったり受けたりした際に、テキストや写真、動画を用いて匿名でかつ簡単に報告、相談を行うことができます。例えば、コミュニケーションアプリのチャット内でのいじめを見つけたときに、アプリ画面のスクリーンショットを撮り、報告先となる学校関係者や行政に送ることができます。児童生徒がいつでもどこでも相談、報告を行えることで、いじめの早期発見を実現する環境をつくることができます。

児童生徒が報告、相談した情報は、DOCUMENT i tという専用システムに届いた後、自動的に教員等学校関係者に通知が送られます。DOCUMENT i t内で情報の記録や関係者間への共有、レポート自動作成、また匿名のまま報告してくれた児童生徒とチャットを行うなどの対応ができます。これらのシステムを活用することで、円滑な情報共有が行われる環境を実現しています。

日本では、2016年6月30日に大阪の羽衣学園中学校が導入しました。今年度、柏市ではこのSTOP i tを全中学生、約1万人に提供することになり、成果として生徒からの報告は7月までの2カ月で48人から相談がありました。昨年1年間の電話相談件数の2倍の相談が2カ月であったので、柏市は導入したことに高い成果を生むことができたと言いました。

この成果を見た文部科学省は、子供がSNSなどを通じて相談できる窓口づくりの検討を始めました。

いじめは被害者と加害者だけではなく、観衆と傍観者がいます。観衆は加害者寄りでいじめを助長させます。そして、傍観者は見て見ぬふりをする存在であり、この傍観者が行動することが重要で、しかし声を大にしてとめれば次は自分がいじめのターゲットになるとの怖さがあります。大人に話すことも勇気が出ない。このことを踏まえると、脱傍観者をふやすには匿名報告がまず、空気を変える存在だと思います。そして、報告の仕方が今の子供たちに合ったスマホアプリが有効だと考えます。

そこで、今後STOP i tによるいじめ防止アプリを導入し、いじめ問題をITの力で解決していく考えを加えながら、今後の対策を伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 文部科学省の調査でも、小学4年生から中学3年生まで、いじめをしたことがある人というところ9割が答え、いじめに遭ったことがある人と答えるとやっぱり9割が答えるというふうに、本当にいじめは加害者と被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒にかかわる問題だと思っています。周りで見ている観衆や傍観者と言われる児童生徒も、いじめを助長する存在です。

そこで、いじめ防止のためには、被害者や加害者への指導だけでなく、観衆や傍観者となっている児童生徒の意識を変え、いじめをとめる行動がとれるようにすることが重要です。しかし、いじめをとめたいと思っても、自分が標的になることを恐れて教師に相談できないケースもあると思います。

そこで、学校ではアンケートを定期的に行ったり、2者面談を実施したりして、できるだけ児童生徒が相談できる機会をつくっております。また、教育センターきぼうの広場でもいじめ相談を随時受け付けております。さらに、いじめ問題専門のメール相談窓口を牛久市のホームページ上に開設しております。この夏休み明けには、児童生徒のわずかな変化も見逃さず、積極的に声かけを行うこと、特に不登校傾向の児童生徒やいじめ事案に関係した児童生徒については配慮するよう各学校に通知し、児童生徒が相談できる機会をつくるように指導しております。あわせて、きぼうの広場やメール相談窓口のチラシを市内全児童生徒に配布し、周知徹底を図っております。

このような取り組みをしておりますが、議員御指摘のとおり、現在の児童生徒はSNSによるメッセージ交換になじんでおり、文科省でもSNSを使いたいじめ問題の相談体制を検討しておりますので、議員御紹介のアプリも有効な手段かと考えます。今後も検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） いじめに関する授業の充実、また今の子供たちが置かれているネット環境を理解した対応策を今後考えていただきたいと思います。

また、このSTOP i tを検討していただくという答弁でしたが、11月から3月までモデル事業として無料で始められると伺いました。まず、このモデル事業に参加してみてはいかかかと思いますが、再度伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 各学校の子供たちの携帯の所持率等ももう一度検討しながら、どこかの市町村で先進的にやっていらっしゃるという市もありましたので、そこに問い合わせをしながら、また検討していきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、ダブルケアの問題について伺います。

ダブルケアとは、家族や親族等親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題であります。育児と介護、介護と孫支援など、少子化、高齢化におけるケアの複合化、多重化の問題に焦点を当てる概念であり、ダブルケアという概念は研究者である横浜国立大学の相馬直子准教授らによりつくられました。

ダブルケアの背景には、女性の晩婚化に伴う出産年齢の高齢、少子高齢化、核家族化などを背景に、子育てと同時に親の介護を担うダブルケアに直面するケースがふえてきています。

ダブルケアに対する調査及び研究メンバーによる実態解明が進められており、1,894名に対し、6歳以下の子供を持つ母中心に行いました。その結果、「ダブルケア直面中」「数年先に直面する」が全体の32%の回答がありました。子供を持つ女性の4人に1人がダブルケアに直面する可能性があるという結果になっており、またダブルケア直面中の12.4%、過去に直面したことがある方の16.5%が、誰も助けてくれなかったと回答しており、ダブルケアラーの孤立化も浮き彫りとなりました。

ダブルケアには3大負担と言われる精神的な負担、体力的な負担、経済的な負担に加え、子供の世話を十分にできない、親の世話ができない、子供の預け先の問題などがあります。

そこで、牛久市として介護と育児を両立しているダブルケアの状況の把握はされているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） ダブルケアの状況把握に関する御質問にお答えいたします。

ダブルケアとは、晩婚化、晩産化等を背景に、子育て期にある世帯が親の介護も同時に担う状況でありまして、ダブルケアを担う当事者の負担が問題となっております。

平成28年4月に内閣府が公表した育児と介護のダブルケアの実態に関する調査によりますと、ダブルケア推計人口は15歳以上の就業人口の0.2%で、女性が約68%を占めており、ダブルケアを担う女性のうち、周囲からの手助けが得られるのは4人に1人とどまっていると報告しています。

平成27年10月1日現在の牛久市の就業人口は3万9,112人であることから、牛久市のダブルケア人口は約78人と推計されます。

当市では、子育ての相談は保健センター内の子育て世代包括支援センター、またこども家庭課、保育課で実施し、介護の相談は高齢福祉課、地域包括支援センターが実施しております。それぞれの相談の中では、家族状況を確認した上で個々の状況に応じた支援の提供と案内を行っております。

ダブルケアの当事者となり得るのは、30代から40代の子育て世代であるため、子育て世代包括支援センターと乳幼児集団健診等の保健師相談におきまして、ダブルケア状況の相談は受けている状態でございます。また、高齢福祉課における介護認定の訪問調査等におきましては、ダブルケアに直面している家庭に遭遇するケースがふえてきたと感じております。

このように相談対応の中で、ダブルケア状態にある方の個別の状況を把握し、対応しておりますが、ダブルケアに特化した集計をしておりませんので、件数は現在のところ把握してございません。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、ダブルケアへの先進的な取り組みを進める横浜市では、NPO法人が主催するダブルケアサポーターの養成講座に市の職員を促す取り組みや、特別養護老人ホームの入所決定基準を見直しダブルケアの家庭について入所の優先度を上げる取り組みを行うほか、ダブルケアの受け皿となる育児や介護サービスを行う民間企業を育てるため、地元の信用金庫と連携した融資相談事業等を実施し、包括的な支援体制の構築に取り組んでおります。

ダブルケアの当事者から、無職ではあるが介護を理由として保育園を優先に入園の相談や、ダブルケアの困難さから優先的に介護施設の入所希望の相談があった場合など、牛久市としてそのような状況にあった方々に対しての負担軽減策の考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

まず、保育園につきましては、親族の介護、看護を理由として入園することは可能です。入園者は、市の入園判定基準に従いまして決定しております。判定基準は、要介護者の介護認定の程度、あるいは介護に従事する度合いについて数値化したものとなっており、就労や疾病等ほかの理由の方より優先される扱いはしてございません。

保育園利用の理由につきましては、就労のほか、保護者の疾病や障害、就学、妊娠、出産等でも認められており、ホームページ等でお知らせしております。利用について御相談があった場合には御説明をさせていただいております。

次に、特別養護老人ホームの入所につきましては、国が作成した入所評価基準に従って優先順位が決定いたします。介護度、認知症自立度などの状況とあわせて、介護者の状況という項目がございまして、その中に主たる介護者の育児、家族の病気の評価がございまして。総点数200点のうち、介護者の状況は60点の割合で評価され、加算され、入所検討委員会におきまして協議されることとなります。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、大阪の堺市では全国に先駆けて、子供・介護の両方の相談に応じるダブルケア相談窓口を設置し、介護の専門的な知識を持つ職員が、介護とともに子育ての相談にも当たっています。職員は、子育てについて詳しくなかったのですが、研修を受けるなどして知識を習得したそうです。ダブルケアに直面している当事者から、介護も育児もあわせて相談できる窓口を牛久市にもつくってほしいと要望があり、また当事者同士の居場所カフェの設置を求める声が届いており、孤立するのが怖いと話してくれました。

ダブルケアの当事者に対しての相談支援事業についての取り組みを伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ダブルケアの問題につきましては、子供の心理面や保育、介護者の健康状態、介護サービスの導入手続など、関係各課が連携して支援する必要があり、茨城型地域包括ケアシステムの考え方に通じるところがございます。

これらの相談に当たっては、初めに相談を受けた課が、必要に応じて他課との連携を図り、それぞれの課が窓口に出向くなど、同時に相談が受けられるよう体制をとり、全体で支援していきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、当事者の声のほとんどが、育児と介護が同時に来ると思わなかったと伺います。情報収集も、何をどうしたら、どこへ行けばよいのか困っています。

そこで、育児と介護をテーマとしたハッピーケアノートがNPO法人の横浜でつくられています。このノートは、経験者の声によって作成され、まず直面したらどこに行くのか、相談

先。介護はどうしたらいいのか。お金は。子供を介護のため急に預けなくてはならないけれどどこに預けに行けばいいのかなど、当事者たちがつまずいたからこそわかるアドバイスが載っています。

孤立しないで、育児も介護も楽しめるように、また誰に聞いたらよいかわからないことが詰まっている支援ハンドブックを作成したらどうかと考えますが、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

ダブルケアの当事者は、育児と介護両方の情報が必要となりますが、現状では担当課がおの作成している冊子等を有効に活用し、相談等があった場合には関係各課の窓口等でいつでも配布できるように共有し、連携して対応してまいりたいと考えてございます。

ダブルケアの問題は、最近になって注目され、全国的には数カ所の自治体が支援対応を始めております。まずは、他自治体の支援内容や必要な情報など状況を調査研究いたしまして、ハンドブック作成等につきましては、今後の課題とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） ダブルケア、介護と育児という言葉自体が、まだまだ広まっていない状況とあります。それで、育児と介護の同時で悩んでいる方は少なくありません。

そこで、ダブルケアの説明や悩んでいる方は市の担当課の窓口にお越しくささいなど、広報などを通して周知が必要だと考えます。また、このことを回覧板用のチラシを作成してもよいと思います。ダブルケアで悩んでいる方が、どこに行けば悩みが解決するかを発信したら、周知をしたらいいと考えますが、再度お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 今の広報発信等ということで、ダブルケアという言葉自体を市民に広く知っていただきまして、こういった状況の相談がしやすいような対応をしていきたいと思ひます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、児童扶養手当についてであります。

この制度は、父母の離婚で父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭、ひとり親家庭に支給される手当です。さまざまな家庭の状況に応じて、手当を受ける対象者も金額も違ってきます。

そこで、お伺いいたします。今現在、児童扶養手当を支給されている家庭は、母子、父子、養育者はそれぞれ何世帯ありますか。また、この数字の推移はどのように変化されているか伺ひます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 児童扶養手当の支給世帯数とその推移についての御質問にお答えいたします。

児童扶養手当の全額支給停止世帯を除く支給世帯は、平成29年度7月末現在、610世帯で、内訳といたしましては、母子家庭が573世帯、父子家庭が35世帯、その他の養育者世帯が2世帯となっております。

昨年同月では、支給世帯が593世帯で、内訳といたしまして、母子家庭が556世帯、父子家庭が35世帯、その他の養育者世帯が2世帯となっており、母子家庭が17世帯増加となっております。

なお、手当の支給世帯のうち、お子様が1人の世帯については昨年度は368世帯でしたが、今年度は384世帯で16世帯の増加となっており、増加世帯の内訳は母親とお子様1人の世帯の増加がほとんどであるという状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） この児童扶養手当ですが、何年も前から公明党が訴え続け、やっと昨年の8月に法改正され、2人目、3人目以降、それぞれ金額が倍になりました。対象児童が1人の場合は最高額が4万2,320円、これも所得に応じてですが、この法改正により増額された家庭は全体の何%になりましたか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 法改正により増額された家庭の割合に、お答えさせていただきます。

増額された世帯は、今年度7月末現在226世帯で、支給世帯の37%となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、この児童扶養手当をいただくためには、年に一度8月に現況届を提出する決まりだと思いますが、この現況届の取り扱いについては、具体的にどのように行われていますでしょうか。例えば、時間外や土日の対応について、どのようにされているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますが、児童扶養手当を継続して受給するためには現況届を必ず提出する必要があります。現況届は、毎年8月に受給資格者全員を対象として提出していただくもので、本人や扶養義務者の所得の確認や公的年金の受給状況、養育費の申告のほか、お子様の状況、受給者の就労状況などを、必ず対面式で聞き取り

を行うものでございます。

対面式で行うことを基本としているため、受け付け期間中は時間外も随時対応し、土日の受け付けも例年実施しております。今年度は8月17日から8月23日の7日間で実施し、現在対象者の約80%が届け出を済ませたところでございます。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） そうすると、20%の方はまだ受け付けをされていないということで、期限までに提出できない家庭も20%あるということで、その場合の対応はどのようにされているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現況届の未提出者につきましては、10月中旬に1回目の督促通知を送り、昨年度は12月の定期支払い前には約98%の方が現況届の提出を済ませ、継続して手当を受け取っている状況でございました。

督促通知後に提出のあった方に対しても、年末年始は支出が多い時期であることから、できる限り年内に随時払いを行っております。また、2月上旬には2回目の督促通知を送り、お子様の入学や進学の準備費用に困らないよう、3月にも随時払いを行っております。

なお、現況届の時効は2年と定められていることから、時効前には必ず電話連絡だけでなく必要に応じて家庭訪問を行うなどして、対象者全員を把握している状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 現況届の状況を確認した段階で、それぞれの家庭の状況はきちんと把握していますでしょうか。例えば、前回との家庭環境の違いや生活状況の悪化など、その上での総合的な支援体制はどのように行われているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現況届の受理時において家庭状況の把握をしているかの御質問でございますが、現況届は昨年度の現況届の内容があらかじめ印字されており、状況に変わりがなくても保護者に聞き取りを行いながら確認し、受理を行っております。

聞き取り項目は幾つかございますが、特に保護者に対しては、就労先が空欄のままで現在も仕事を探している方、転職を希望している方、資格を取得したいという方に対しては、就労支援としてきめ細かく情報提供を行います。

また、お子様につきましても、就学援助費の制度や放課後児童クラブの負担金の減免制度を知っているかどうか聞き取りを行います。

児童扶養手当はお子様18歳までの、期間が長い手当であるため、保護者とお子様の成長

をともに喜んだり、保護者の相談に乗ったりできる反面、就学後、特に中学校、高校における経済的な厳しさがお子様にさまざまな影響を与える場合があります、市としても総合的にケースワークを行う場面もふえてきたところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 現況届等を出される窓口で感じる牛久市のひとり親家庭の特徴は、どのようなものがありますか。それに対しての対策はどうされているか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 現在、ひとり親の支援は非常に幅広く、複雑になってきているため、行政も窓口も縦割りであると言われがちで、保護者自身も制度を知らない、わからないと感じていることが、昨年度のアンケートからわかってまいりました。

このため、市では今年度、保護者には制度を見やすく理解していただくため、さまざまな関係機関に支援をつないでいただくために、ひとり親応援ポケットガイドを作成いたしました。B4サイズの1枚のチラシですが、折り畳むとはがきサイズになり、さまざまな支援制度や相談先が一目でわかる構成となっております。

窓口で感じる牛久市のひとり親の特徴についてでございますが、就労している方の割合が、平成27年度においては55.7%でしたが、平成28年度は56.4%と微増となっております。これは、ハローワークの出張相談などの就労支援が少なからず影響しているものと思われます。ひとり親の方には一般の子育て世帯にプラスしたニーズがあるため、今後ともお子様の成長に合わせ情報提供はきめ細かく行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 次に、さまざまな手当がまとめ支給になっていますが、特にこの児童扶養手当について、今までに月払い等の相談はありましたか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 手当の支給に対するまとめ支給の御質問でございますが、月払い等の相談については、今のところございません。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） そのような相談はないということですが、私のところには声が届いております。ひとり親家庭のさまざまな事情をお聞きすると、4カ月に一度の児童扶養手当で家計のバランスが保てない家庭がたくさんあります。一度にまとまったお金が入ると、つい無駄遣いをしてしまったり、ためてしまった光熱費や家賃を払うと残りが少なくなり、子供の食費に回せない家庭も現実にあります。1日1回の給食で過ごしている子供も、現実います。夏休みや長期休み明けには痩せてくる子供もいます。このような子供たちに光を当てていけるよう、

行政も最大の努力をされていることもよくわかっております。

その中で、先ほどの部長の答弁でも、ひとり親ガイドブックが8月下旬には完成され、ひとり親家庭にお届けしてみると、とても見やすくわかりやすいという高い評価の声も私のところに届いております。丁寧に寄り添っていただいていることも存じており、頭が下がる思いではありますが、この4カ月に一度の児童扶養手当のまとめ支給について、市はどのように考えているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 児童扶養手当は、年3回、4月、8月、12月の定期払いというまとめ払いで、金額も大きく、年末年始、夏休み、進級や進学という時期的な臨時支出の時期に重なっております。

現在のところ、先ほども御答弁したとおり、月払いの相談は市には寄せられてございませんが、月払いになると、逆に時期的な臨時支出に対応し切れなくなるという方もいるのではないかと思います。家計管理は個別の課題と考えております。

なお、厚生労働省は平成31年度に、手当を2カ月に一度の支給にする方向で検討しており、システムの改修費や事務の増加に伴う職員体制などについても、あわせて検討しているところでございます。

市といたしましては、国のこうした動向を慎重に捉えていくとともに、手当受給者の意向などもアンケートを通して把握してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 藤田尚美君。

○1番（藤田尚美君） 昨年12月、政府はひとり親家庭、多子世帯家庭等自立支援プロジェクトを取りまとめました。兵庫県明石市では、何年も前から市独自で児童扶養手当の毎月支給の可能性を模索していて、今年度モデル事業として毎月支給の希望者を限定し、新たな取り組みを行うと聞きました。

4カ月に一度支給される児童扶養手当を、それぞれの家庭が毎月か4カ月ごとか選択できるような全国でも珍しい取り組みをぜひ検討していただき、実現していただきますよう、重ねてお願いしたいと思います。取り組む際には、事務等の人的配置が伴うとは思いますが、これはたくさんのひとり親家庭の要望でもあります。私からも強く要望させていただきまして、一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時09分休憩

午後1時16分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。創成クラブ所属の池辺己実夫です。

午後一番最初の登壇です。よろしくお願いいたします。

私は今回1点だけ、道路整備についての質問を3つ。1つ目が市道23号線、2つ目が一般国道6号バイパスの件、3つ目が市道の路面標示について質問をさせていただきます。

それでは、質問通告書により一般質問をいたします。

市道23号線、都市計画街路城中田宮線、市営青果市場から都市計画街路田宮中柏田線との接続間の整備状況であります。この一般質問につきましては、一昨年の12月定例会において私が行った経緯がございます。

現段階での整備状況を見ますと、市営青果市場付近からつつじが丘団地入り口までの改良舗装工事及び附帯取り付け道路工事等、路線内一部の公共下水道管布設が進められておりますが、つつじが丘入り口から北側への延伸整備は全く見えてきません。当初の整備計画の説明では、平成30年までには供用開始ができると聞いておりました。

本路線は、国道6号線西側地域における最重要路線でもあり、この地域の発展はもちろんのこと国道6号線の渋滞緩和や隣接するつくば市からの多種多様にわたる流入が大変期待されます。

整備を進めていく上で何が支障となっているのか。私も傍聴させていただいた先般の地区懇談会、タウンミーティングにおいても、田宮行政区の皆様から要望がありました。地権者との用地補償が困難になっているのか、それともひたち野うしく中学校新設工事や武道館新設工事に伴い、箱物行政に予算がつぎ込まれ、市民の安心安全や福祉行政、さらには市民防災の根幹をなす道路行政への投資的経費が計上できないのか。また、国庫補助金につかないのか。現実的に支障になっている課題や進捗状況及び今後の整備推進により本当に開始時期はいつになるのか、答弁を求めます。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 市道23号線についての御質問にお答えいたします。

初めに、つつじが丘入り口から田宮中柏田線までの延長520メートル区間の現在の進捗状況につきましては、平成29年8月末現在、用地の取得率が面積ベースで84.17%の9,278.67平方メートルを取得してございます。また、家屋移転につきましては、必要な移転戸数17件に対しまして、11件の契約が完了してございます。

また、工事の進捗につきましては、田宮中柏田線との交差点から南側約100メートルの区間が完了しており、今年度におきましてその続きの74メートルの区間の工事を9月13日に入札を執行し、年度内の完了予定で実施をいたします。

次に、支障となっている課題についてですが、市道23号線につきましては、議員御指摘のとおり西部地区の重要な幹線道路として、道路整備事業の中でも優先順位が非常に高い路線に位置づけております。また、用地の取得におきましては、これまで共有名義人を含め31人の方々に御協力をいただき、残り9名の方々におかれましても事業の趣旨に御賛同いただき、交渉もスムーズに進んでいる状況であり、市の財政事情や用地交渉の難航によるものではございません。

事業の進捗に及ぼす一番の要因は、国からの交付金が要望どおり受けられていない状況が近年続いていることでございます。具体的には、平成27年度においては、交付率が要望額に対し59%、平成28年度は50%、今年度におきましては34%と大きく下回り、事業計画どおりの進捗が図れない状況が続いております。

したがいまして、全線開通の時期につきましては、これまでの交付金の交付状況の推移や残事業費などを考慮いたしますと、平成33年度の完了を見込んでおります。今後も鋭意事業の進捗を図り、あわせて要望活動等を通じ、必要な財源の確保に努め、早期の全線開通を目指してまいりますので御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 今の答弁、よくわかったんですけども、17件あって11件が用地取得が済んで、6件ですよ、残っている部分。それで地権者が9名というのは、ちょっと意味がよくわからなかったところなんですけれども。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この事業におきまして、土地を事業用地の取得、また事業用地の上に建物等が存在する方がおられます。先ほどの建物につきましては6件残っているわけですけども、この方については土地と建物ですね。また、残る方につきましては、事業用地の土地のみという方もこの中におられて、全体で9名ということになります。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 用地取得をまだしていないところには、もちろん市としては、その9件のところにもきちっとした形でアプローチのほうは今もしているのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 残る9名の方に対しても、当然事業の進捗の説明とか、そういう

ことを説明しながら、時々になりますけれども訪問して進捗状況、それと事業への協力という
ようなところでお話をさせていただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9 番（池辺己実夫君） 私も田宮に住んでいるんで、ちょっとこの23号線はしつこくなっ
てしまうんですけども、私が全く違う田宮ではなくて下根町のほうに行った際に、何か用地
を持っている方が反対している方がいるからできないんだよということをある方に言われたん
ですけれども、それで田宮のほうで私が聞いて歩くとそういうことは全くないんですけれども、
市のほうではどのように、そういったうわさはまるっきり聞かないのか、その辺のこともはっ
きり聞きたいんです、済みません。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 23号線の進捗がおくれている理由として、土地の取得が、土地
の事業協力で反対している人がいるというようなお話だったかと思います。私も、地権者等、
先ほどもお話ししましたように訪問したり、先ほど答弁にも申し上げましたとおり、事業に対
して地権者の方々、協力的、協力するというようなことも言っていたいております。そうい
うことから、今後事業を進める上で、事業への協力が今後もスムーズに働いていくと、動いて
いくというふうに思っております。その事業に反対しているというような話につきましては、
こちらでは承知をしてございません。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9 番（池辺己実夫君） ありがとうございます。もう本当に、部長のほうからそういった
丁寧な説明があったので、私も田宮の方にそのように説明もできますし、議事録にも残って大
変ありがたいです。

次に、一般国道6号バイパスの進捗状況についてであります。本路線は牛久市城中地内で
市道23号線都市計画街路城中田宮線と接続し、仮の6号バイパスとなる最重要路線でありま
す。そして、現在国土交通省の直轄事業により、根古屋川付近の地盤改良工事が進められてお
ります。この路線の整備により、先ほども申し上げましたが、国道6号線西側地域の発展や国
道6号の渋滞緩和、さらにはつくば市からの交通の流入に伴い、大変大きな期待が考えられま
す。

今後の整備見通しについて、国土交通省の直轄事業と思いますが、供用開始はいつになるの
か、また課題等はないのか、わかる範囲の答弁を求めます。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、6号線のバイパスの進捗についてお答えします。

一般国道6号牛久土浦バイパスは、牛久市遠山町から土浦市中までの延長15.3キロメー

トルのバイパスでございます。うち、圏央道つくば牛久インター前後の3.9キロメートルの区間につきましては、既に暫定で2車線で開通してございます。

残り11.4キロメートルの進捗状況については、国土交通省常総国道事務所に伺ったところ、バイパスの起点である牛久市遠山町から城中町の1.3キロメートルの区間については、平成26年度より地盤改良工事に着手し、今年度も引き続き地盤改良工事を実施するとともに、根古屋川をまたぐ橋梁の下部工事に着手する予定でございます。

平成26年度に事業化されたつくば市高崎からのつくば市西大井の1.9キロメートル区間と土浦市中村西根からの終点の土浦市中までの2.7キロメートル区間については、昨年度に引き続き設計・調査・用地買収を進めていくということでございました。事業化されていない牛久市城中町からつくば市高崎までの5.5キロメートル区間については、引き続き事業化に向けて調査を進めてまいりたいという回答をいただいております。

また、供用開始の時期につきましては、現時点で明確な時期を御説明できる状態でないということから、今後も関係機関と協力しながら着実に事業を推進し、早期開通が図れるよう努力してまいります。

整備に当たった課題でございますが、事業進捗にかかわる大きな課題はございませんが、バイパスの起点である牛久市遠山町から城中町の終点部における埋蔵文化財の本調査や根古屋川を渡河する工事に関して渇水期に施工する必要があるなど、時間を要する作業が見込まれますので、関係機関と調整をしながら確実に事業を推進してまいりたいと回答をいただいております。

このような状況を踏まえ、市としては、茨城県内の一般国道6号の整備を促進するために組織された茨城県国道6号整備促進協議会において、去る8月8日に県知事宛てに牛久市土浦バイパスを含め、国道6号全線の整備促進要望活動を行ったところでございます。

今後、牛久市・つくば市・つくばみらい市交通体系整備促進連絡協議会においても、一般国道6号牛久土浦バイパスの早期開通に向けて、国交省、茨城県に対して要望活動を行ってまいります。

私たちが再三再四にわたって県、それから国にも要望いたしますが、何ともの射た回答をいただくことができません。早くにも城中町でいただければ23号線の活用が早期にできますが、なかなかそういう活用もできません。23号線においても予算がつかないということで、非常に苦慮してございます。

用地に関しては、地権者の御了解を得まして済んでおりますが、何せ国の予算がだんだんしぼんでございまして、私たちが年二、三回は国交省または県のほうに伺いまして、予算に向けてやっております。

ただ、先ほどもございましたように、中学校、武道館をやっているからこの工事ができないという、そういうわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 根本市長みずからの答弁、ありがとうございます。よく熱意のほうもわかりましたので、これからも道路整備のほうよろしくお願いいたします。

最後に、市道の路面標示について質問させていただきます。

この質問につきましても、先般開催された地区懇談会、タウンミーティングにおいて、市道23号線の整備状況と同様に、田宮行政区の方から要望がありました。市内の幹線道路や一般市道、通学路を含め、路面標示である外側線、センターライン、横断歩道表示等が消失している路線が市内を通行すると多数見受けられます。

路面標示につきましては、茨城県警交通規制課と協議施工するものや、道路管理者が施工するものと区分されていることは承知しているところでありますが、路面標示が消失し不明確になっていると、交通事故を誘発するおそれも大きく生じると考えられます。

市内の道路について、路面標示の点検を実施し、早急に対処すべきであり、市民の安全安心につながることや道路は市民生活、市民活動全ての源であることを認識し、実施するべきであると考えますが、どうでしょうか。誠意のある答弁を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 市道の路面標示についての御質問にお答えいたします。

市道の路面標示の消失等につきましては、タウンミーティングや各行政区からの御意見、地域安全パトロールによる巡回により情報をいただいております。

横断歩道や一時停止、速度制限表示等の交通規制表示に関しましては、所管である警察署のほうに要望を提出しております。

また、市道における通学路等の警戒表示につきましては、交通状況、道路状況を確認し、これまでどおり引き続き塗り直しを実施してまいります。御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 私も交通指導隊とか、各PTAの方と朝の立哨などに参加して、その方たちにやはり意見もいただいたり、私も実際目で見てきて、危ないなど、消失している部分がかなりあったので今回このような形の質問をさせていただきました。

本当に、小学生とか中学校に通っている人たちの通学路なんかも消失している部分がありますので、改めてよろしくお願いいたします。私の道路についての一般質問を終了させていただきます。

きます。

○議長（板倉 香君） 以上で池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

次に、14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回は3項目、子供の聴覚障害の早期発見、保育士の処遇改善、行政区の運営費補助金について、それぞれ答弁を求めたいと思います。

初めに、子供の聴覚障害の早期発見のために、3点について質問いたします。

8月4日のNHKのニュースで、日本産婦人科医会は昨年度病院等で生まれた新生児約73万人に対して聴覚検査を実施し、検査の費用を補助している自治体は約6.8%だったと調査結果を公表いたしました。

厚生労働省の平成19年1月29日付通達、新生児聴覚検査の実施についてが、平成28年3月29日に一部改正され、各自治体に通知されております。内容は、聴覚障害は早期に発見し、適切な支援が行なわれた場合には聴覚障害による音声、言語、発達等に影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児の聴覚検査を実施することが重要である。このため、市町村におかれては新生児の聴覚検査の実施を積極的に取り組むようお願いする。新生児の聴覚検査事業は、平成18年度で国庫補助を廃止し、平成19年度の財政措置において少子化対策に関する地方単独措置として総額において大幅な拡充がなされることにより、所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されていることを申し添えるというものでした。

このように国は全ての自治体に新生児対象の聴覚検査の実施を求めています。報道では、検査費用を公費で助成している自治体が約6.8%だったとしております。多くの病院等では、聴覚検査の検査費用については出産費用に含まれており、自費診療として行われているのではないかと伝えております。牛久市の実情についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

先天性の聴覚障害は、発生頻度が1,000人に1人から2人で、他の先天性疾患より頻度が高く、早期の適切な支援開始が音声言語発達等に効果的であることから、生後間もない新生児期に出産した病院で入院中に聴覚検査を実施することは最も有効な手段となっております。

当市では、新生児聴覚検査につきまして、実施の有無と検査結果は全数把握してございます。平成28年度の実績は、出生数636人中619人で、実施率は97.3%となっております。

検査未実施の理由としては、分娩医療機関に検査機器がないこと及び未熟児や疾病等で検査ができない状況によるものでございます。

県が公表した平成28年産科医療機関における新生児聴覚スクリーニングに関する実態調査結果によりますと、県内産科医療機関における実施率は約77%、聴覚検査の費用は無料も含め5,000円以下が76%となっております。

新生児聴覚検査は平成12年度から県を実施主体とした国庫補助事業として実施し、平成19年度から実施主体が市町村となり、地方交付税措置となりました。国は平成19年1月に市町村に対し、新生児聴覚検査の実施を積極的に取り組み公費負担を図ること、少子化対策に関する地方交付税措置の総額が拡充されたことを通知し、議員の御質問にもありましたが平成28年3月の改正通知で取り組みの促進を求めているところでございます。

当市の取り組みといたしましては、検査の目的等の啓発、実施結果の把握、また結果に基づく保健指導等を実施しております。検査費用の公費負担につきましては実施していない状況でございますが、新生児聴覚検査の重要性というものを認識し、さらなる受診率の向上を目指し、周知啓発をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、次長のほうから答弁がございました。牛久市の実態は97.3%ということで、未実施の方は未熟児等いろいろと理由があるということでございました。

今回の報道によりまして関心を持たれた方も大勢いらっしゃると思いますが、平成24年から母子健康手帳には、新生児の聴覚検査と先天性の代謝異常検査の記載があると思います。先天性の代謝異常は全例実施、これがされております。より有病率の高い新生児の聴覚検査のスクリーニングが全例実施ではなく、取り残されているというのが現状といえます。この先天性の代謝異常の中には、フェニルケトン尿症、食品のたんぱく質に含まれております必須アミノ酸のフェニルアラニンをチロシンという別のアミノ酸に変える酵素の働きが生まれつきに弱く、精神の発達に障害を来すというような病気だそうです。このフェニルケトン尿症というのが8万人に1人、それとクレチン症というのが先天性の甲状腺機能低下、甲状腺のホルモンが不足していて起こるもので、治療しないと知能や発達におくれが出る。これは5,000人に1人という割合です。これと比較しても、先天性の聴覚障害、先ほどありましたが、推定1,000人に1人ないし2人、高頻度であるということから、スクリーニングの必要性を伝えております。

日本産婦人科医会でも全例検査を実施するには、全国一律の公的支援、これが必要と述べております。通達では地方交付税措置で一般財源化をされており、検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減や市町村の周知啓発、関係機関の連携についても細か

く指導されてきたことを伝えております。

このことを調べることによりまして、私も調べましたところ、福島県では29年の3月までは県の事業として、29年4月からは検査費用の一部を県内の各市町村での助成を実施しております。また、福島県のホームページでは、家庭でできる耳の聞こえと言葉の発達のチェックリスト、そして各相談窓口、これを公開しております。

牛久市では、やはりまだそういうところまでいっているのかどうかということもお聞きしたいと思いますが、それで全国調査、これはホームページからとったものなのですが、市町村の検査調査というのが取り組みが十分でない、こういう結果になったことから、やはり新生児の聴覚検査、取り組みの一層の充実が周知をされております。

茨城県では、これは26年度の状況把握なのですが、44の自治体で36の自治体が検査結果を把握しているとのことでした。このときの公費負担の、全国ですね。公費負担が6.3%ということなので、現在6.8%ということでは、先日の公表とそれほど差がないと考えます。

牛久市の実情として、先ほど六百三十何人ですかの子供さんが生まれているということで、約3%の方たち、20人近くだと思いますが、受けていないということなので、この受けていない方の対応、どういうふうにされているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

約3%の聴覚検査を受けていない赤ちゃんに対しての対応ということでございますが、入院中に行うことが効果的という検査でございますので、実際に機械がないという産院については受けるすべがないということではございますけれども、その後そういった赤ちゃん訪問というのは全件しているわけでございますけれども、そういった中でそういった検査を受けていないという部分がわかった場合に、市のほうで検査機関を紹介したり、そういったことで対応しているということでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 全ての新生児の訪問事業、そこで確認をされるということなのですが、そのとき検査機関、もちろんそれを紹介しながら、保護者の方にそういう費用の問題、それから必要性のことなどは説明をされているのかどうか。というのは、やはり全てが保護者に任されるということになってしまいますので、その辺の把握は市のほうでできるのかどうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） やはり聴覚検査の重要性というものは十分職員のほうも認識しておりまして、その内容については正確にお母さんのほう、保護者のほうに伝えるという

ことをしております。また、費用面についても、このぐらいの費用がかかる、このぐらいで受けられるといった御案内もしているというところでございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 費用の問題につきましては、先ほど5,000円ぐらいということでした。私も調べましたら、その前後ということなのですが、この近隣では利根町がことしの4月から新生児の聴覚検査の助成を始めております。これもホームページに載っておりますので確認をしていただければと思います。

そして、これは1つの自治体ではなかなか難しい部分もあるかと思います。当然、県でやったりこの辺の働きかけ、そのことも考えていかなければならないかと思いますが、その辺の県への働きかけ、それと市の助成の考えをお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 公費負担の考え方ということでございますが、まず厚生労働省の通知のほうですけれども、実際には実施率が低いということが公費負担を求める理由というところもあるところでございますが、牛久市の検診受診率の97%というところから考えますと、まずは赤ちゃん全員に検診を受けてもらうということをまず進めていきたいと考えております。

また、県全体の公費負担に対する県へのお願いといえますか、こういった部分につきましても、市単独としてはまだそういった方向性は見出しておりませんが、そういった方向が示されてくると、各市町村からですね、そういった状況になったときには考慮していきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） なぜこのように新生児の聴覚スクリーニング検査を必要としているのかというのは、大体おおむね生後3日以内、このように行う初回検査があるそうです。3日ですからほとんどの赤ちゃんは眠っている状況だと思いますので、そういうような状況の中で脳波を検査するということだそうです。

そして、もしその中で何か異常というか検査の中にクリアできないものがあれば、1週間以内、個々に確認検査を行うとされております。さらに、その中でも確認できない場合には、精密検査、それを遅くともやっぱり3カ月ころまでには実施する。そして、支援が必要と判断された子供に対しての療育、遅くとも6カ月までに開始をする、このことが望ましいとされております。さらにまた、未熟児など特別な配慮が必要な子供への検査時期は医師により適切に判断される。このことも望ましいとしております。

このように早い段階で発見をすれば、療育への対応も早くできます。そのことにより言語レ

ベルも健聴児に近く、普通教育も可能となるとしております。早期発見というのがいかに大切かということを述べていると思います。

市が行っております集団健診、3カ月、4カ月、それと1歳6カ月があります。あと医療機関では6カ月から1歳健診というのがありますが、このように早期発見のために集団健診で発見をすることができるのか、お尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 市では、赤ちゃん訪問、乳幼児集団健診等で、子供の成長に合わせた適切な時期に発育発達状況を確認しております。聴覚障害は、先天性以外にも病気や事故等が原因となる場合があるため、訪問や乳幼児健診時には、音への反応等について確認が必要となります。

当市の新生児聴覚検査の実施率は先ほど申し上げましたけれども97%という状況でありますので、まずは検査実施の有無と結果を確認しております。出産した医療機関で実施した場合、結果は必ず母子健康手帳に記載されます。牛久市では生後1、2カ月で実施する赤ちゃん訪問の際に、助産師や保健師がその結果を確認しております。

再検査が必要とされている場合には、いつでもこの医療機関で検査予定かを確認し、相談に応じています。また、検査未実施の場合には、問診や聞こえの状況をその都度確認しながら、検査実施をしている医療機関の紹介や受診方法の説明を行っております。

3から4カ月児健診時には、再度新生児聴覚検査の実施の有無と音への反応などを問診等で確認をしています。その後は、1歳6カ月児健診と3歳児健診において、言葉のおくれなどがある場合に耳の聞こえについて詳細な聞き取りを実施し、必要に応じて聴覚検査を進めております。

検査により聴覚に障害が発見された場合には、状態に応じて社会福祉課と連携し、市のこども発達支援センターのぞみ園や茨城県立霞ヶ浦聾学校等の施設を紹介しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 集団健診で、そういう中で発見する可能性もあるということですね。そういうような状況の中で、やはり今までそういうような集団健診で、実際に障害を発見する事例があったのかどうか、その辺も確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

1歳6カ月児健診におきましては、そういった若干の言葉のおくれ等、そういった部分の把握はございます。あと、1歳半と3歳児健診につきましては、そういった確認はされていない

ということでございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） ちょっと今の答弁わかりづらかったんですが、要するに耳の聞こえのことを私は聞いておりまして、今言葉のおくれということで、1歳半、3歳ではそのようなことが報告されたのかどうか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 申しわけございません。

1歳6カ月児健診と3歳児健診におきまして、言葉のおくれなどがある場合に、耳の聞こえについての詳細な聞き取りを実施していると。その場合に、必要に応じて聴覚検査を進めているということです。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そういうような言葉のおくれが耳の聞こえにも影響するというふうに判断をいたします。

そのような場合の相談体制、そのような関係機関との連携については、市はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） そういった検査のほう、聴覚に障害が発見された場合でございますが、状況に応じまして、社会福祉課と連携しまして、市のこども発達支援センターのぞみ園の専門家や茨城県立霞ヶ浦聾学校等の施設の紹介を行っているということでございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） わかりました。その実態を、もしわかれば、これは通告しておりますので、後でお知らせいただければと思います。

次に、今のように耳の障害をお持ちの方等で、牛久市が27年度から難聴の児童に対しまして助成が始まりました。この事業は手帳を持っている、持っていないでも受けられると聞いております。27年度、28年度に行っている事業内容、周知方法、人数、関係機関との連携についてお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 聴覚障害児への市の対応につきまして、お答えいたします。

聴覚障害をお持ちの方で、身体障害者手帳を所持している方につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の規定に基づきまして、補聴器等を支給しております。件数ですが、平成27年度は1件、平成28年度は同じく1件、支給決定をしております。

また、平成27年11月1日からは、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度難聴児に対しまして、健全な言語及び社会性の発達を支援するため補聴器の購入に必要な費用につきまして、基準価格の3分の2を補助しておりまして、件数は平成27年度は1件、平成28年度は3件、補助金を交付してございます。

周知方法につきましては、ホームページと窓口において御案内をしているということでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 難聴になった原因というのはさまざまあると思います。先日の新聞で、おたふく風邪から難聴になってしまう、このような記事もありました。このような細かな情報を速やかにやはり市民へ周知をする、こういうようなときにはこのような対応、また相談できるような体制、そのようなことが市の中で、今のお話ですと社会福祉課になるのかどうかと思いますが、その辺の市民への周知方法、今ホームページというふうに言っておりましたが、もう少し必要な人に情報が届く、そのような手だての考えについてどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 周知方法につきましては、当然そういった状態になったということで相談に訪れる機関がございますので、そういったところでの窓口での周知、また現在のところまだわかりづらいような部分があるホームページにつきましても、わかりやすいような形で周知をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） この周知というのが、大変市民にとってはホームページ、それから広報紙、いろいろとありますが、先ほど同僚議員の質問でもありましたように、そういうようになったときにすぐにわかるような、例えば先ほどはひとり親のパンフレットのようなことがありました。そのように、多分いろいろと情報は市としても出しているんだと思いますが、やはり必要な情報が必要な人に届くような、そういうような手だてというのもぜひお願いをしたいと思います。

次の質問に進みます。

通告では、手話を言語として普及させるための市の考えについて伺います。今回は、手話言語でなく、手話の普及についての質問といたします。

手話を普及させるために、市が行っている内容についてお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 手話の普及につきましてお答えいたします。

牛久市におきましては、平成10年度から、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時

まで、社会福祉課に常時1名の手話通訳者を設置し、4名の職員がローテーションにより対応しております。毎月第2、第4水曜日には、庁舎の相談室等におきまして手話サロンを開催し、みんなのしあわせ見本市での手話サロンコーナーの設置や、本年度におきましては手話講習会の基本編を開催するなど、その普及啓発に努めているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 私もこの問題にかかわりましていろいろと情報を集める中で、NHKの手話ニュース、そういうのをよく見るようになりました。そしてまた、簡単な挨拶から入る手話講座、そういうものも放送しております。

先日、茨城新聞に載ったことで皆さん御存じかと思いますが、長年にわたり社会貢献をしてきた個人・団体を表彰する第45回の小平奨励賞、この選考が5日に行われたそうです。そして、視覚障害者の支援や手話の普及に取り組んできた手話の会 わ・Wa・和、福田富子さん代表に対しまして、それぞれ受賞者として選ばれたとの報道がありました。

このように手話をこの団体の方たちは、高齢者施設の入所者、そういうことを対象にして手話の指導や子供たちが劇を通じて聴覚障害者への理解を深める、こういうような教室を開くなど35年間活動が続けてきたという長年の活動が認められたということです。このように手話が多くの方たちの目に触れることがなっております。

今、次長の答弁の中でも、牛久市には手話のできる方が常時いらっしゃる、それと市民の方たち対象に手話サロンもやっているということも答弁でありました。

それで、やっぱり小さいうちから言葉がうまく言えない方なんかもういらっしゃると思うので、小学生、中学生、高校生などで手話を教えて、そういう身近な問題として取り上げる、コミュニケーションのツールの一つとして取り組んではどうかということを考えました。

私もこのことをやる中で、手話というものがどうなのかというのを簡単にちょっと見ました。それで、手話はやはり手で全てを表現しますので、皆さんが皆さん、それからこんにちはい、簡単なそういう動作で自分のことを相手に伝えるということで、そういうようなことでは、それこそ小学生、中学生、高校生などからもこういうことを伝えていくという必要性があるんじゃないかというふうに感じているわけなんです、その辺どうでしょうか。学校の中で取り組む、また市民向けもちろんやっていらっしゃると思いますが、それをもうちょっと広げる、小さい方たちから取り組むというようなことはどうなのか、考えをお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 手話の普及啓発のための取り組みを若い世代の方々からという御質問でございます。

本市におきましては、先ほども御答弁の中でさせていただいたとおり、いろんなイベントの

中でまずは多くの市民の方に手話に触れていただくということで、しあわせ見本市、小さな子供から高齢の方まで集まっていただけの市の大きなイベントになりました。そうした中で、手話通訳者さんたちが、そこで実際に手話を披露していただくというようなことも含めて手話コーナーも設置しているというところがございます。

本市においては、常時手話通訳が市の中の職員として配置されていることも含めて、これまでさまざまなイベントの中で手話通訳者さんが脇について手話で言葉をつないでいただいているということがございますので、こういった部分を引き続き行いながら、手話普及啓発に努めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 私は、そういうもちろんやっていらっしゃるのを知っております。イベントについても、手話の方が常にいらっしゃるというところは、それは参加をすればそのことについてはわかります。

そういうものも含めて、もっと小さいお子さんからそういうような手話をやる、例えばクラブ活動というふうなことにはならないかもしれないけれども、そういうような子供たちに、中でやるというようなことはどうなのかということを伺いたいと思います。

それはやはり、高校の中で手話をクラブとしてやっておりまして、その高校生たちが高齢者施設を訪問し、その高齢者施設というのは聾啞の方が入所されているところらしいんですが、そこで自分たちが覚えた手話でコミュニケーションをとっていたという報道がありましたので、やはりただ参加をした中で手話を覚える、自分たちも覚える、そうではなくて、小さなうちからそういうものに身近な取り組みとして広げるということについてはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 小さなうちから手話に触れるという取り組みについての再度の御質問でございます。

ただいま議員のお話にございましたように、今後こういった場面が一番そういったことに望ましいのか、手話通訳者さんも含めながら、先ほどあったこれまでずっと地道な活動をずっと続けてこられたわ・Wa・和さん、そういったところともお話を進めながら、小さな子供さんたちの手話へ触れる機会と結びつけというのを研究をしまいたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、新生児の聴覚障害のことにつきましては、県へぜひそのことを要望したいと思います。

次の質問に移ります。保育士の処遇改善についてです。

国では、待機児童ゼロを目指しまして、保育士の処遇改善を言っております。しかし、詳細はよくわからないというのが現場での声として届いております。

２９年度、茨城県の当初予算には、保育士の処遇改善が計上されております。市の実際の手続はどのように進むのか。また、牛久市の子供たちが市外の保育園に入園している場合の手続はどうなのか、そのことも含めてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保育士の処遇改善についての御質問にお答えさせていただきます。

国は、保育士の賃金が他の業種の方より低いことが保育士不足の原因の一つであると、平成２５年度より賃金改善を含む処遇改善を行ってまいりました。平成２７年度からは、施設の運営に要する経費といたしまして、市より支払われる施設型給付費の処遇改善加算に含まれ、施設を通して保育士等の職員に確実に支払われる仕組みの中で行われております。

ただいま御質問にございました今年度の賃金改善では、これまでの勤務年数や賃金改善、キャリアアップに応じた人件費の加算に加え、技能経験を積んだ職員に対する追加的な加算が導入されました。加算の認定は茨城県が行うため、現在各施設に対し、認定を受けるための加算率認定申請書、賃金改善計画書等の提出を求めているところでございます。市において書類を審査した後、茨城県に送付し、認定を受けることになります。認定を受けた後は、毎月支払う給付費に含めて支払ってまいります。

この加算は在籍する児童の人数に応じて支払うもので、牛久市以外の市町村にある施設を利用している児童分につきましても、認定に基づき利用施設にお支払いをするということになります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○１４番（遠藤憲子君） そうしますと、今現在は２９年度県の当初予算に計上されております施設型給付費負担金、それから地域型保育給付費負担金として処遇改善、今こちらの私が持っている資料では、勤務する全ての職員は月額１万円プラス３．３％、これは国の人勧が１．３％、それから２％ですね、それが３．３％で１万円になるということ。それと経験年数がおおむね３年以上、研修を受けた職員につきましては、先ほどの勤務する全ての職員に加え月額５，０００円、それともう１点が経験年数がおおむね７年以上研修を受けた職員につきましては、先ほどの月額１万円に加えまして月額４万円の加算がされるという内容が既に出ておりますが、先ほど今、部長の御答弁ですと、今認定のための申請をやっているというところですが、この支給ですね。国の制度なのでその調査というのが時間はかかるのかと思いますが、既にも

う当初予算が3月に計上、決まってから、もう今は6カ月もたっているんですけども、その辺の時間的な対応というのは、牛久市だけじゃなくてほかのところも皆、このような対応をされているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 処遇改善の取り組みにつきましては、ただいま議員のお話にございました通常の賃金改善の要件に該当する加算、それと人事院勧告分としてパーセント、平成27年度は2%ございまして、平成28年度は1.9%という形で、それぞれ賃金改善加算がされてきたところでございます。

本年度におきますただいま新たな取り組みといたしまして、キャリアアップ処遇改善の中で取り組みされますおおむね7年以上の月額4万円、それと職務分類別のリーダーという形の中での月額5,000円、おおむね3年を経験されてというような形で国のほうで打ち出していますが、県の通知が8月3日付で各市町村のほうにおりてきている状況でございまして、それを現在各施設のほうに対して実態の把握をさせていただく申請をしているという状況でございます。

こういった中で、市は県を通じて、その事実に基づいた賃金改善に対する支給を行っていくという手続となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 保育士の処遇改善につきましては、多くの関心が出ているところです。

平成28年の第4回の同僚議員の質問で、このときには28年度ですから、27年度と28年度のことを言っているんだと思いますが、「現在の処遇改善の制度は運営費として施設に支払われ、施設が職員に支払うという形で、実際に職員に支払われたかの確認は実績報告書により確認をし、職員の個人の賃金台帳等の証拠書類等の提出により、適正に給料に反映したかどうかを確認している」ということの御答弁がありました。

それで、先ほど部長のほうのあれでは、8月の3日に通知ということでは、やはりこの支給の時期が相当ずれるというふうに思っております。そしてまた、そういうようなことに対して、各園、民間の園に対してこのような速やかな説明、処遇改善の手続、それがよくわからないというようなお声も聞こえますので、その辺の対応をどうされているのか伺いたいと思います。

それで、つくば市では市単独で1人3万円アップ、このような加算も言っております。それから、近隣、船橋市では上乘せ加算、期末手当も補助をする、このように助成をする自治体がふえてきておりますので、このような園に対して、やはり速やかな説明とその対応について伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問にございましたとおり、これまでの処遇改善につきましては、各園に対してそれぞれ実績報告を上げていただいて、個別個票に基づいて実際に支給されているかどうかの確認も行っております。また、新たな制度改正に伴います処遇改善につきましては、毎月行っております園長会議等におきまして、改善される制度の中身等についても適宜お知らせをしているという状況がございます。

そうした中で、制度に対する理解をいただきながら、保育士に対する処遇改善が進むように各園に対してもお願いを進めているというところでございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、その辺の充実を求めたいと思います。

それで、今回市では、処遇改善の対象の園は何園あるのか、それとこの資料によりますと、国が2分の1、県と市町村が4分の1ずつの負担というふうに言われております。それで、そのときの市の負担金額を幾らと現在見込んでいるのかどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 処遇改善は、公立保育園を除きます市内にある全ての民間保育園と認定こども園が対象となっておりますので、保育園12園と認定こども園1園の合計13園が対象となります。

市の負担割合についてでございますが、施設型給付費は保育利用の場合、公定価格から国基準の利用者負担分を除いた額を、国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担をするというルールとなっております。

幼稚園等の教育利用の場合につきましては、公定価格が全国统一費用部分と地方単独費用部分に分かれておりまして、全国统一費用部分は公定価格の73.4%相当額から国の基準の利用者負担分を除いた額を、やはり国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担をするということとなっております。地方単独費用部分については公定価格の26.6%を県と市で2分の1ずつ負担するということになっております。

こうした処遇改善加算の負担についても、これらに準じて負担するということになります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうしますと、8月3日の各通達ということで、まだここでは割合についてはもう既に出ておりますけれども、金額については難しいという判断でいいのかどうか、ちょっとその辺確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま議員が御質問されましたとおり、県からの通知が8月3日付で、実際制度そのものが動き出しております。そうした中で、負担金額につきましては、現在先ほど申しました各園に対して行っている調査結果に基づきまして、恐らく次回議会のように予算計上をさせていただく、補正予算として計上させていただくという流れで動いていく予定となろうと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

公立保育園の常勤保育士の確保についての考えです。

初めに、公立保育園の常勤、それから非常勤の人数について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保育園の常勤並びに非常勤職員の人数でございますが、現在公立保育園4園に在籍いたします保育士は、21名が常勤職員、非常勤職員では、これは短時間職員も、朝夕の短時間2時間という短時間の職員も含めさせていただいて84名です。看護師が4名という状況でございます。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 先ほどは民間の保育園のことについて伺ったわけですが、今現在、今度は公立保育園のことについて伺いたいと思います。

今、御答弁のあったように、常勤職員の方が21名、それから非常勤の方、短時間も含めてということですが84名ということで、約20%が常勤、それから80%が非常勤ということであります。

それで、現在働いている多くの保育士の皆さんは、長時間勤務、それから仕事量が大変多い、それと休暇がとりづらいつと責任の重さ、このようなものを考慮しますと、いろいろな職種の平均と比べて月給で10万円ほど低くなっていると言われております。この間の改善額というのは、その差を、今一般の職種と比べるには大変不十分な内容になっているのが現状ではないかと思います。

保育の現場というのは、公立、私立とも常勤保育士だけでは成り立たず、非常勤の保育士なしには保育の事業を運営することができないのが明らかであります。

さらに、非常勤の保育士の実際の労働時間、これが常勤の方と同タイム、週40時間が常態化しているというのが今の現状だと思います。

それで、なぜこれほどまでに公立保育園に対する働き方が厳しくなったのかというのは、皆さんも御存じだと思います。公立保育園、2004年に公立の運営費が一般財源化され、そのために民営化に向けました取り組みが急速に広がったことがあります。

公立保育園というのは、その地域の保育水準を具現化する、そういうような役割もあります。それとまた、保育の質、継続性ということも大事な役割としてあります。

現在の公立保育園の年齢構成、ちょっと調べてみました。そうしますと、20代の方が、これは非常勤、常勤も含めてですが、8名ということです。それから、30代の方、30代の要するに39歳までの年代ですね。この方が18名、それから40歳代の方が27名、50歳代34名、それから60歳代の方が18名、このような状況だということ。このことから、前市長時代から約15年間、常勤での採用がされておりました。今後の保育の継続性、これが保たれるのかということでは、大変危惧しているところでございます。

それで、ある程度の、やはりすぐには難しいかもしれませんが、この保育園の運営のためには常勤職員、この確保が必須となってくるのではないかと思います。

先日、私どもが参加しました議員セミナーというのが東京でありました。保育の充実と地方行政というテーマでございました。東京の北区では、低年齢の子供たちの待機児童が大変多い、これはどこも同じような状況だと思いますが、そのような中で公立保育園を開設することになったそうです。そこで、職員を募集しましたところ、80名の定員に対しまして500名を超える応募があった、このような報告がありました。つまり、やはり皆さん安定した職を求める、このことが応募の高さにもあらわれているのではないかと思います。

常勤保育士を確保していく考え、お尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 牛久市では、公立保育園を牛久市社会福祉協議会へ運営を移管することにより民営化を図ってきておりまして、これまで平成25年に中央保育園を、平成27年に上町保育園をそれぞれ移管してまいりました。

牛久市では、今後も公立保育園の民営化を計画的に実施していく予定でございますので、現在のところ新たな常勤保育士を採用する予定はございません。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 採用するお考えがないということで、大変残念に思います。やはり民間がいいとか、公立がいいとか、そういうことではないんですね。やはり今の国の制度が、やはり民間を優遇するということ、運営費の問題でもそうですが、やはり地域の中に、この市の中に、公立保育園がそれでは1カ所もなくなっていいのかということをやはり大変心配するものです。

それはなぜかというと、先日、同僚議員の資料請求でありました公立保育園の正規の賃金です。これはかなり高い金額が報告されているんですが、正規の保育士、46歳というからかなり上の方ですね。年収が55万5千800円、非常勤の方のフルの働き方で40歳の方が2

57万3,000円、約半額近くが非常勤となっている。それで、やはりこういう保育園というのはマンパワーですよね。人がいて、人がやはり子供たちを育てる、子供たちの生活する場をちゃんと保障していく。そういうことを考えますと、やはりそれなりのきちっとした働き方ができる、安定した仕事をこちらに求めるというのは当然だと思いますので、この辺もう少し柔軟な考えで、今105人のうちに、あとそうですね、3年、5年以内にはほとんどこの若い方たちがいなくなってしまう中では、保育の継続性というところではどのように考えているのか、この辺を再度求めます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま公立保育園におきます保育の継続性という御質問がございました。

現在、牛久市においては私立の保育園の整備が、今から10年ぐらい前から急激に進んでございまして、当時700人定員だったものが今は3倍近くの約2,000人の子供様をお預かりできる施設整備が整ってまいったと。そして、サービスについても民間保育園におきますサービスが非常に充実している。あと一方で、議員がおっしゃられたように、国の制度改正に伴いまして、財政的な面ですね。1人当たり、公立と私立においては五十数万円、60万円近く差が、開きが出るというような状況を鑑みた中で、現在の公立保育園のあり方というものは、先ほど申しましたように今後検討していかなくちゃいけないというちょうど時期に来てございます。

そうした中で、今現在まだ4園ございますが、これを順次社協経営に動かしていくという中で、現在いる職員の配置等を考えながら、安定した保育並びに非常勤職員の方々の協力も得ながら、運営のほうを安定的に行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 保育士というのは、専門性を持ってやっぱり業務に当たっていると思います。その中で、やはり非常勤というのは大変身分が不安定だと思います。そういう自信を持って働き続けられる、そういうような環境を整えていく、処遇改善もそうですけれども、そういうことがやはり自治体として求められるのではないかと思います。待機児童の解消にはやっぱり保育士の処遇改善が大事だというふうなことも、いろんな同僚議員の質問からもわかりますが、やはり金額だけの問題ではなく、きちんと市として公立保育園に対する考え、その辺をはっきりさせていただきたいと思います。

今、部長のほうでは金額の点から、いずれ民営化を進めていくのではないかと、大変私は心配するものなんです、その辺ですね。この辺は、市長はどのようにお考えでしょうか。保育園については私も何度か質問しているものなんです、金額だけの問題じゃなくて、

やはりきちっと子供の生活を保障する、それと同時にやはりそういうような処遇改善、環境整備を進めていくには、やはりこれはトップであります市長の考えをぜひ伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私もなるべくなら正規職員でお願いするのが一番いいのかと思います。ただ、聞きますと、この臨時職員の方にも子育てする、親の介護をするとかいうことで、そうすることで臨時職のほうが私はこの職をやりたいという方もいることも話を聞いています。ただ、これからのそういう職に対する我々のできること、お金ばかりじゃなくその労働環境、そしてできることならいろんなサポートをどうつけるか。そういうことで、我々にできることをやっていこうと思っています。

また、牛久市が今社協に移管しての事業もございますから、さっき部長が言ったとおりでございますんで、これからも我々ができることをしっかりとやっていくことが大事だと思っています。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、ぜひその辺、公立をなくさないでその辺をしっかりとやっていていただきたいと思います。

その次の質問です。行政区の運営費補助について伺いたいと思います。

各行政区に対しまして、行政区の運営費補助金、交付要綱に基づいて支払われると思います。補助対象事業についての市の考えを伺いたいと思います。交付要綱に基づいて支払われておりますけれども、この要綱の中の第2条、補助対象事業について、地域住民の相互の触れ合い、地域まちづくりを推進とありますが、どういう事業を対象としているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほど手話という話がございました。「私は、根本です。よろしくお願いします」。このくらい覚えるようにというふうに話を聞いております。これは別なことでございます。

補助の事業対象になります要綱にあるとおり、地域住民相互の触れ合いを促進し、地域のまちづくりを促進するための行政区の運営に要する経費とあります。補助金の使い道については、各行政区総会で承認のもと、行政区の運営に係る経費全般に補助金を充てていただくとしております。

対象となる事業の一例としては、行政区を通して毎月1日号広報紙等の配布に係る広報活動全般、行政区主催のお祭りや各種行事、バス研修などの区民交流事業などを初め、区民会館の光熱水費や防災用具購入費などに活用いただいております。それぞれの行政区の事情により補助金の使途はさまざまでございますが、区民の総意により使い道が決定されると聞いておりま

す。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、市長のほうから、それぞれの行政区に合った使い道で利用されているということでございました。

超高齢社会に入りまして、今牛久市でも高齢化率が27%を超えました。できるだけ区民にそのような負担をかけないで、地域の住民のサービスこれを維持向上させていくためには、このような市の補助金というのが貴重な財源というふうには判断いたします。

ただし、使い方について、行政区に任されているといいまして、行政区で予算化をされ、区民の総会などで決めたことならば何に使用してもよいというふうに言われておりますが、区民の方から、この交付趣旨に沿った使い方がされているのかというようなちょっと意見が届きました。それは、広報紙に対する配布の問題です。

補助金の中で、1戸当たり1,300円、その中で班長には700円、そのほか区長の活動費として600円が充てられているということでございました。このような使い方がどうかのとかというところ、その辺補助金の交付趣旨に沿った使い方なのかどうか、各行政区へのぜひ確認をしてほしいということでしたので、この辺の考えについてお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの御質問にお答えします。

配布にかかわる区長さんと班長さんとかの手当の関係だと思いますけれども、そこにつきましては、行政区の中でも規約とかそういうのをを用いて支出していると思いますので、そこは総会にかけられて、区民が承認をして成立しているものと認識しておりますので、この要綱に沿ったものと認識しております。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 確かに、この交付要綱では、第3条のところで、広報紙配布戸数1戸につき1,300円を乗じた額というふうになっています。ですから、この1,300円は市のほうから補助金として入り、使い方については各行政区に任されておることになると思います。その辺を確認したいと思ったので、ちょっと伺いました。

それで、交付要綱では実績報告、これを求めています。この実績報告はどのようにして報告までいくのかどうか。それとあと、市のチェック体制というのはどうなっているのかどうか、この辺を伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 行政区運営費補助金は、補助金交付要綱に基づいて申請・交付を行っております。申請時には、補助金概算申請書兼請求書に行政区の年間事業計画書及び収支

予算書を添付いただきまして、添付書類の内容について審査を行い、市からの補助金交付決定通知書を発行し、前年度の補助金交付額を各行政区へ概算払いいたしております。その後、10月1日を基準日として、行政区内での広報紙配布戸数を区長を通して御報告いただき、その数字を積算基礎として補助金を精算しております。

実績報告書提出時には、各行政区の総会を経て承認された事業報告書及び収支決算書を添付していただいております。提出の際には、市からの補助金額が歳入に記載され、補助金額を上回る行政区の事業費が歳出されているかの審査を行い、必要に応じて各行政区長へヒアリングを行いながら、全ての行政区の実績報告書を確認しております。

このように行政区運営補助金は、行政区総会において承認済みの資料を添付していただき、行政区の収入として計上し、支出については行政区の承認のもとさまざまな行政区活動のためにお使いいただいておりますが、適切な支出及び会計処理が行われるよう指導しております。

また、補助金はその年度の運営費のみに充てられるものであり、翌年度への繰越金、会館建設の積立金、敬老会などほかの補助金が交付されている事業へは支出できません。その点については、特に区長会総会でも説明の時間を設けるとともに、さらに実績報告書の提出時にも再度確認させていただいているところです。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、部長のほうから報告の流れの問題について御答弁いただきました。

実際、審査をしているということなのですが、この審査をする部署はどこなのかということ伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの質問ですけれども、市民活動課の行政区担当のほうで行っております。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 審査は市民活動のその担当で行うということで、市が全般的に行っている監査というのがございますね。その監査とか、そういうものについてはこれは該当するのかどうか、それを伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 御質問の監査委員の監査の対象となります。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、そうですね。やはり市の補助金は、やはり市民の貴重な税金の中から支出されるということは、当然監査のほうにもされると思いますが、このような

今までの中で、監査の中で何か指摘するようなこと、そういうようなことが現実にあったのかどうか、あればお示しください。なければいい結構です。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 使途目的等がはっきりしないものがあったりしましたので、そこは明細を区分して記載いただくように指導してあるというような事案はありました。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） やはり補助金の市のチェックというのは大変大事だと思いますので、やはりこの交付趣旨に沿った使途をやはりきちっとするように、市のほうでもその辺のチェック体制を強めていただきたいと思います。

今回、子供、新生児のスクリーニングの検査の問題、それと保育園の問題、そして行政区、これはどこもやはり多くの方からの要望がございました。こういうことで、いろんな皆さんの要望をやはりこの中で取り上げて、やはりこれからも皆さんと一緒にこういうような問題も議論してきたと思います。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時52分休憩

午後3時10分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 皆さん、こんにちは。手話ではありませんが、日本共産党の鈴木かずみです。通告に従って一般質問を進めてまいります。

1番目としまして、子供の貧困対策についてです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律、いわゆる子どもの貧困対策法、これが平成25年6月に超党派による議員提案によって制定されました。それに伴いまして、子供の貧困対策に関する大綱、これが翌年、26年8月に閣議決定され、それから3年目に入ったところです。当面5年を目安に取り組んでいるということですのでけれども、充実に向けた一歩が踏み出された状況とも思われます。

しかし、格差社会の進行によってもたらされた貧困問題であることからすれば、国において賃金の引き上げ、子供の教育費の無償化、医療費の無償化、児童扶養手当の対象拡大、返済し

なくてもよい給付型奨学金の思い切った拡大など、根本的対策を講じなければ、子供の貧困対策に至らないのではないかと考えるところです。

2017年の6月に厚労省が公表した2016の国民生活基礎調査では、経済的に厳しい家庭で育つ17歳以下の子供の割合を示す子供の貧困率は、OECDの中では、OECDといえますのは経済協力開発機構ですね。その中でメキシコ、アメリカ、イギリスに続いて日本は4番目に高いということです。貧困率、日本での数字は2015年が13.9%であります。また、相対的貧困率は15.6%であり、子供の貧困状態は大変高い水準となっております。このOECDが2014年にまとめた加盟国など36カ国の平均は13.3%であり、日本は15.6%ですからそれを大きく上回った世界でも高い貧困率となっています。

また、ひとり親世帯の貧困率ということを別に見てみますと、トルコに続いてOECDの中で日本は2番目に高いということになっている。私たちが想像している以上に、世界の中でも貧困率の高い日本ということになっていることがわかりました。

暮らし向きは母子世帯の82.7%が苦しいと答え、37.6%の世帯は貯蓄がないと回答しています。

子供の貧困率は、17歳以下の子供全体のうち貧困線、つまり年収が約122万円に届かない収入で暮らす子供の割合です。食べていくことも困る家庭において、子供の教育費の負担は重く、全ての子供が希望を持って学校生活を送り、将来を夢見ることができるのか。これは親だけの問題ではなく、社会全体の問題として対策を練っていかねばなりません。

そこで、市のこの間の取り組みの状況と今後の課題についてお聞きしたいと思います。まず、施策の目的と理念についてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 子供の貧困対策の目的と理念でございます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の第1条では、この法律の目的として、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されないことがないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ると記されております。

負の連鎖を断ち切るための最も有効な施策は、学校をプラットフォームとした総合的な教育の推進と示されております。

市といたしましても、保健、福祉、教育の各部署が子供の貧困問題についても、子供を第一とした視点を共有し、一層の連携を図って支援していきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 全ての子供たちが本当に夢と希望を持って成長していける社会、その実現に向かって、この大綱に示されている基本的な方針について、またそれに基づいた重

点施策についてお聞きます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいま御質問の基本的な方針並びに重点施策でございます。

基本的な方針は、平成26年8月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱と、茨城県が平成28年3月に策定いたしました茨城県子どもの貧困対策に関する計画に基づき、教育の支援、生活の支援、就労支援、経済的支援の4つの項目とそれぞれに設定されている指標と市の現状を比較しながら、子供の貧困対策について取り組んでおります。

4つの項目には、さまざまな施策と事業も設定されているため、現状や進捗状況の把握は施策に関する各課とのワーキング会議で話し合い、保護者やお子様にとって、より利用しやすい事業になるよう検討を重ねているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 貧困問題の根幹にかかわる治療策としては、子供の教育の無償化、賃金の引き上げという先ほど申しましたような根本的対策が前提ではありますが、自治体として具体的にこの大綱に基づいた施策、今4点お話しされていましたが、それを具体的にどのように行っているのか。一口に子供の貧困と申ししましても、どこにどのような対象者がいてどう手を差し伸べて支援をしていくのか、非常に現場では大変なことと思われま。

まず、市全体での各課関係機関連携した対策、対応をどのように行っているのか。行っているとすれば、どのような成果があらわれているのか。また、今後の課題についてなど質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

各課が連携した対策や対応を行うための仕組みといたしまして、先ほどの御質問でお答えいたしました子どもの貧困対策ワーキング会議を開催しております。

会議では、各課の現状の把握や問題点の改善などを行っており、昨年度は5月と7月と11月の3回実施いたしました。

ワーキング会議は、現在、こども家庭課、社会福祉課、教育総務課、指導課、放課後対策課、牛久市社会福祉協議会の5課1団体で構成しておりますが、会議の始まりは平成25年に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴う勉強会で、以降、子供の貧困対策に関する法律も施行され、参加を希望する課も徐々にふえ、現在に至っております。

また、これまでの成果といたしましては、各事業の実施報告のほか、各地の子ども食堂の視察、牛久小学校区において市民団体が立ち上げた子ども食堂のバックアップ、放課後カッパ塾のチラシの見直し、フードバンクのきずなボックスの設置箇所の増設、ひとり親のガイドブ

ックの素案づくりなどを行ってまいりました。

今後の課題といたしましては、子どもにとって家庭や学校以外の第3の居場所づくりの検討などのほか、ワーキング会議を重ねる中でも随時見出し、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 貧困対策といいますと、子ども食堂といった大変ブーム的な広がりも見られ、これも大事なことであって、当面子供たちの食べることを通しての居場所づくりに大きく貢献していると思われるところです。

しかし、これによって貧困が大きく改善するかというと、そういう気配はなく、現在の子ども食堂、これも質、量ともに超えるための何かが必要というような指摘もされているところでは。

子供のいる家庭での生活保護基準の引き下げの検討などや実施などが続けられて、一方ではそういうことが続けられていたり、教育費の国レベルでの予算削減なども続けられているわけで、深刻化する子供と親の貧困そのものの解決をする力、これを子ども食堂に求めるということではないというような指摘もされていることです。

また、今後の課題として、今の御答弁の中にありました第3の居場所づくりの検討というふうにありましたけれども、具体的にどのような環境が必要と考えられているのかお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 先ほど御答弁させていただいた第3の居場所としては、全国的にも言われていますとおり、家庭でもなく、学校でもない、子供が地域とつながる場所ということで、具体的には図書館であったり、公民館であったり、子ども食堂もそうでございますが、安全な環境の中で子供たちが自然に行き来できる、地域の人たちが子供を温かく見守ってくれるような、そういった場所を想定いたしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） これまでですと子ども食堂ということで少し開けてきた段階かなと思いますけれども、今新たに図書館とか公民館とかというお話で、やはり行き場のない子供たちをどこでどうやって受けとめるかということは、非常に大事なことになると思いますので、第3の居場所づくり、今いろんな形で受けとめられる場所を今後つくっていく必要があると私も考えております。

次に、教育の支援について伺いたいと思います。

子供の貧困について、研究者がまとめた事例から見ますと、部活動をしたいけれども

ユニホームや道具が買えず、参加できないでいる子供がいる。また、制服が買えないので買えるまで欠席をしている、クラブの合宿費が払えないのでやむなく退部せざるを得なかった子供がいる等々、これは牛久市の事例ではありませんが、全国どこでも同様のことが起きているのではないかと思います。全ての子供に平等に教育を受ける権利があるという憲法、教育基本法の本旨が踏みにじられている現実があります。

先ほど、施策の目的と理念の中で、負の連鎖を断ち切るための最も有効な施策が、学校をプラットフォームとした総合的教育の推進とありました。このプラットフォームというのは、これを動かすための土台となる環境というふうに私は捉えましたけれども、日ごろ目の前の子供たちの様子が手にとってわかるのは学校の先生であり、幼稚園、保育園の保育士、保健師による乳幼児の家庭訪問などから、本当に困っている親子を発見し、支援につなげていける大事な現場であると思います。

これまで就学援助の拡大、奨学金制度の充実など、質問も続けてまいりましたが、現在どのような支援が貧困対策の一助としても行われているのか質問いたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育の支援についてであります。家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力、可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにすることはとても大切だと考えます。

そこで、牛久市では、一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりを学校教育の柱として、保・幼・小の連携を通した幼児期からの質の高い教育や家庭教育の充実によって、協調性、協働性を高めながら生きる力の育成を進めています。

また、貧困によるさまざまな悩みや不安を打ち明けられるように、子供たちに生活アンケートを実施したり、教育相談を実施したりもしています。悩みを持った子供たちは保健室に行くことも多いので、養護教諭と連携し、心の相談員やスクールカウンセラーにつないだりしながら、多くの職員が支援できるようにしています。

さらに、児童生徒が同じ服装で登校していたり、いつも持参物が準備できなかったりする状況が見られた場合には、こども家庭課や土浦児童相談所など関係機関に連絡・相談しながら、保護者への働きかけをするように心がけています。

また、経済的に困難な家庭に対し、学用品費や給食費など学校に係る費用の一部を援助する就学援助制度を実施しております。新入学及び小中学に在籍する児童生徒の家庭全てに対し、制度案内とともに希望調査を行い、全員から希望の有無を書類にて提出していただき、その後希望者には申請書並びに添付資料の提出に基づいて審査をしております。

本年度は8月末現在、小学校226人、中学校154人の合計380人を認定しております。

援助項目は、平成26年度よりPTA会費を加え、さらに宿泊を伴う校外活動費を実費の半額支給と拡充しました。本年度は入学準備金を国の基準額に準じた小学校4万6000円、中学校4万7,400円に、これまでの倍額に増額改定をいたしました。

また、奨学金制度についても、交通遺児等奨学金は全小中学校保護者、一般奨学金は中学3年生の全ての保護者へ案内し、希望者より申請をいただいております。本年度は、交通遺児等奨学金1人、一般奨学金34人の認定をしております。

奨学金支給額について、本年度より年額を交通遺児等奨学金は3万6,000円から6万円、一般奨学金は7万2,000円から12万円に増額拡充いたしました。さらに交通遺児等奨学金の支給要件に疾病による要因を追加し、それぞれの奨学金の支給回数を年2回にふやし、経済的に困窮している家庭に寄り添った支援といたしましたところ です。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、生活の支援について伺いますけれども、今教育長の答弁の中で、やはり全国の事例に同じような状況が、やはり牛久市の中でも子供たちの貧困ということと起こっているのだなというふうに感じたところですが、生活の部分で見えますと、家族のために給食を持って帰る子供がいる、それから衣服が十分でなく冬場でも寒そうな服装しかしてこない、親が夜間でも働いており子供だけで過ごしている現実がある、電話も電気もとめられており訪問しても家の中は散乱した状態である、このようなさまざまな生活場面で子供の貧困が見えるようになってきた一面もあるわけですが、そして生活のあらゆる場面で貧困の落とし穴に突き落とされている子供たちの現実があるということを認識しなければならないと思いました。

そうした意味からも、その生活の支援についてはどのようにということでお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 生活の支援についてでございますが、生活に困っている世帯は複合的な課題を有していることが多く、さまざまな支援事業をライフステージごとに総合的にケースワークしていく必要がございます。

貧困の状況にある家庭は地域からも孤立しがちであるため、保護者が安心して生活できるよう相談、援助活動をワンストップ化し、さまざまな子育て支援サービスに切れ目なくつなげることも重要となっております。

現在、市ではひとり親の支援についても、家庭児童相談室が中心となり、保健センターや保育園、幼稚園、学校、きぼうの広場、放課後児童クラブ、児童相談所、そしてハローワークなどと連携し、さまざまな課題に寄り添って支援しております。

また、お子様の生活支援としても、保護者の同意を得た上で家庭相談員が子ども食堂や放課

後カッパ塾や図書館などを社会につながる居場所として示し、同行するなどの支援も行っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、保護者に対する就労の支援について伺いたいと思います。

また全国の事例から拾ってみますと、離婚によって母親が急遽仕事を探すけれども、働けるのはパート的な仕事ばかりで、2カ所をかけ持つが生活費も不足する状態が続いている。また、リストラに遭った父親が職探しの旅に出ている間、幼いきょうだいと分け合うために給食の残りのパンを探して持ち帰る。彼の体操シャツは1枚しかなく、下着、寝巻きと兼用している、その体操シャツはすり切れてレースのように肌が透けていた。親の長時間労働は当たり前になっており、働き生きていくために必死で、子供たちの食事や勉強まで見てやれない現実がある。朝、母親から昼食、夕食代として数百円を渡され、きょうだい4人でやりくりをせざるを得ず、ポテトチップスとメリケン粉を焼いて何も入っていないおやきをつくり、しょうゆや味塩をかけて食べている子供たちがいる。

このような事例からもわかることは、子供たちの貧困問題の背景には、男女の格差が根底にあると思われることです。平成23年度全国母子世帯等の調査によれば、父子家庭の91.3%が就業し、そのうち正規的就労は67.2%となっていますが、それに対して母子世帯は80.6%の就業率、正規はわずか39.4%となっています。また、平均年間就労収入は母子が181万円に対し、父子は360万円、この差が歴然としています。

このような親の生活状況が子供たちを直撃している実態があります。保護者に対する就労の支援について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 保護者に対する就労支援は、就職の支援だけでなく、さらに安定した収入を得られるような転職、資格取得など、保護者のニーズに応じた支援をきめ細かく行う必要がございます。

このため市ではハローワーク龍ヶ崎と連携し、生活保護家庭とひとり親家庭の自立支援のため、就労相談を毎月実施しております。

現在、就労相談は毎月第3木曜日の午前10時から午後3時の間で、5人までの予約制となっております。利用者は自分の置かれている環境や適性をじっくりと相談できるため、毎回好評でございます。さらに、ひとり親の方に関しては、8月の児童扶養手当の現況届の受け付け期間に、もう1日ハローワークの就労相談日を設定し、相談の機会をふやしているところでございます。

また、平成26年度から開始した看護師等の国家資格を取得するための高等職業訓練促進給

付金につきましては、これまで10名の方が利用し、5名の方が看護師として病院に就職しております。そのほかにも自立支援教育訓練給付等の県の事業についても、保護者のニーズに沿って案内し、就労支援の一層の充実を図っているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、経済的支援について伺いたいと思います。

これまでのさまざまな事例から見ても、経済的な支援が最も必要であり、有効な支援策であるということは間違いないのですが、実態からすればなかなか貧困を根本的に解決するまでには至っていないように思われます。

しかし、さまざま御答弁いただきましたように、少しずつでも支援策を強めている手だて、またこの経済的支援についてはどのように行われてきているのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 経済的支援につきましては、さまざまな制度が漏れなく保護者に伝わっているか、利用につながっているかを確認していくことが非常に重要でございます。

内容としては、児童手当やマル福などの一般的な子育て世帯に対する経済的な支援、児童扶養手当などのひとり親支援に関する経済的な支援、就学援助費や奨学金などの教育に関する支援、低所得者に対する減免制度、みなし寡婦制度、生活保護制度、生活困窮者自立支援法に基づく住宅給付金制度、フードバンクなど、制度はこの数年間で非常に幅広くなり、同時に支援が縦割りになるのではとの危惧も広がりました。

このため、保護者だけでなく、各課の担当者からも共通で活用できるガイドブックが必要との御意見をいただくようになってきました。この御意見を受け、平成27年度から全ての子育て世帯向けに牛久市子育てポケットガイドを毎年発行し、さらに今年度は複雑なひとり親世帯の支援制度を盛り込んだ牛久市ひとり親ポケットガイドを発行しているところです。失礼しました。牛久市ひとり親応援ポケットガイドを作成しているところでございます。

今後、子育て支援に関するあらゆる機関においても、この2冊を活用していただき、経済的な支援に漏れがないよう活用していただきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 子育てハンドブックにあわせて、ひとり親応援ポケットガイドですか、これは先日新聞にも載っておりまして、注目されているところだと思います。

次に、子供の貧困に対する調査、これがどのように行われているかということなんですけれども、実態調査、アンケート調査などは行っているのかどうか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 子供の貧困に対します調査についての御質問ですが、子供の

貧困対策に対する大綱が平成26年8月に閣議決定されたことにより、市においても同年10月に就学援助費と保育料の減免世帯などの現状を把握する簡易な調査を実施いたしました。

当時の結果といたしましては、保育料の減免世帯の割合が入園児童数全体の9.4%であり、現在はこの数字が就学へと移行しているため、今年度は再び調査を行い、現状の把握をしたいと考えております。

なお、アンケート調査につきましては、ひとり親を対象として、平成27年度から児童扶養手当の現況届受け付けの際に毎年行っております。今年度も聞き取り項目を変え、同様にアンケートを実施しておりますが、集計結果は昨年同様ワーキング会議などで提示し、各施策の充実に役立てていきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 児童扶養手当の現況届を提出に見えた方にアンケート調査を行っているということですが、7項目にわたる今年度のアンケート用紙も私も見せていただきました。その中で、「お子さんの教育に係る経費について負担が大きいと感じていることはありますか」、また「あなたの世帯ではこれまで経済的な理由による料金滞納で電気、ガス、水道をとめられたことがありましたか」等々、具体的な項目で実態を把握できることがあると思われる。このアンケート調査の中から見えてくるものはどういうことなのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 実施いたしましたアンケートからは、カップ塾などのさまざまな事業を知らない、忙しくてできないなどの回答が目立ち、情報の伝え方に工夫が必要であることがわかりました。

子供の居場所に関する質問では、放課後児童クラブについて関心が高く、家庭的な雰囲気がよいという意見のほか、勉強時間の確保を期待する意見も寄せられておりました。子ども食堂についても、新たな居場所としての期待感がうかがえました。

今年度も聞き取り項目を変えてアンケートを実施し、現在集計中ですが、教育に係る費用についてはほとんどの方が負担を感じており、クラブ活動費、修学旅行費についても多くの方が負担と感じているようです。

また、食料が買えなかった経験、衣類が買えなかった経験については、全国的にも言われているように衣類が買えなかった経験のほうが多いようでございます。

育児、子育てに関する情報をどこから手に入れているかの質問では、友人や職場の同僚、インターネットなどが目立っております。

今年度もアンケートは集計後、先ほども御答弁させていただいたように、ワーキング会議等

で結果を共有し、各事業に反映していきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 法律が制定されて3年、さまざまな取り組みが行われてきたということがわかりましたが、それらから判断する教訓、そして今後の課題についてはどのように考えているか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） これまでの取り組みからの教訓と今後の課題でございますが、豊かで便利な社会の中で、子供の貧困は見えにくいと言われております。例えば、きちんと洋服や制服を着ていても、下着を身につけていないため体操服や水着に着がえられず、体育の授業を欠席するお子様の事例がございました。高校生の相談では、携帯電話がないため、アルバイトの面接さえ受けられない事例もございました。このような事例は、いずれも担任の先生や支援機関の気づきで市の家庭児童相談室につながり、保護者への支援も始まっております。

このようにさまざまな機関で気になるお子様は早期に発見し、見過ごさず、支援につなげていくことが重要と考えております。

なお、課題といたしましては、複雑で幅広い子供の問題に対応するため、相談支援を行う人材確保や支援に当たる職員全員の質を日々高めていくことが重要と考えております。以上でございます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 最後に2点、伺いたいと思います。

1つは、この質問を通して、縦割りの行政の中であってもさまざまな取り組みが行われ、各課関係機関が連携して取り組んでいるということ、特にワーキング会議を行っているということがわかりまして、今後のさらなる発展につながるのではないかと期待するところです。

さらに取り組みを強めるために、先進地視察を行政として、ワーキング会議のメンバーなどで行っていただきたいと考えます。生活困窮者自立支援法に基づいたワンストップサービスを熱心に行っている滋賀県の野洲市は、国のモデル事業として全国の自治体から視察に訪れてきているようです。子供、大人を問わず、牛久市の貧困対策にも大きな影響をもたらしてくれるのではないかと思います。このような視察研修をぜひ行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目には、教育長にお伺いしたいと思います。

子供の貧困がこれほどまでに深刻化しているということを知りまして、格差を進行させた政治に怒りを覚えるとともに、子供たちに支援の手をどうやって築いていくのかということをも深く考えさせられたところです。貧困が社会的な関係や人間のつながりを奪っていくという

性格を持っているということも重要な問題と考えます。子供の貧困、これは教育的ハンデだけでなく、就労における社会的不利なところに連動しているということも多いので、子供期から青年期までを視野に置いた施策が求められているところではないかと思います。

先ほどから、学校をプラットフォームとして取り組んでいくとの答弁がありましたけれども、そういう意味で学校での役割、大変重要ではないかと思います。

教育長が学校全体を見られて、市内の学校の中でも先進的に取り組みをしているというところがあることも承知をしておりますが、必ずしもそうでない学校などもあるのではないかと、格差がないだろうか。しかし、先生たちの一方では過酷な勤務状態もあると聞いている中で、どの学校においても先生方の温かい目で子供を見守る力があって、子供に寄り添って何でも話し合える教員の集団があるのだろうかということも思うところです。学校の役割の大きさを思って、今後の取り組みの課題も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） ただいまの御質問にございました滋賀県の野洲市の先進的な取り組みの事例でございます。昨年度の議会の中でも御質問賜りまして、その後いろいろ情報も担当の部署では仕入れているところでございます。

こういった生活困窮者自立支援法に基づいたワンストップサービスが全国的に注目されて非常に進んでいるという野洲市の状況について、機会を捉えて研修のほうもあわせてしていければと考えてございます。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校は子供の幸せづくりの場所であってほしいと思っています。これまでは教師が一斉指導でしたが、今は子供たちによる協働的な学びというのを進めておりますので、先生方は学べない子供を見取ると、そういった時間ができるようになってきました。今までは寝ている子、よそ見をしている子、ぷらぷらしている子、そういう子はいけない子という判断がありましたので何度も何度も注意するというスタイルをとっていました。その結果、何度も何度も注意される子は問題行動に走ったり、不登校になったりというようなことを繰り返しました。

今、私たちは、何でこの子は学べないんだろうと子供たちに寄り添うということを先生方皆さんにお願いしています。そうしますと、毎日同じ服を着ている子、頭にふけがたまっている子、それから学用品がいつもいない子、また体にあざがある子、こういった子にも気づきます。また、出席確認等で確認すると、朝御飯を食べていないと、こういった子供も随分ふえてきています。寝てしまっている子もいまして、この子に寄り添うと、お母さんがいないので朝から炊事洗濯全てをやってきてしまうので疲れて寝てしまうというような子もいました。また、両

親の離婚で親と一緒に住めなくておじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいるという子もいました。ある学校では、起きてこないで毎日先生が迎えに行くんですが、ある学校はお母さん、お父さんが働きに出ちゃっている、ある学校はお母さんと一緒に子供が寝ているということで、先生が起こしに行つてそのまま学校に連れてきて、ちょっとおにぎりを食べさせて授業に向かわせると、汚い服は学校で洗ってやると、そういったことも報告で受けています。

そういったことで、こういったことを子供たちが職員で共有しながら、せめて学校にいるときだけは幸せでいてほしいということで、協働的な学びを進めているわけであります。

また、放課後や土曜日にカッパ塾というのもやっていますが、やはりそれだけでは難しいという現状もあると思います。やはり議員がおっしゃるように、学校をプラットフォームにして地域みんなで総がかりで子供たちを育てていくと。そういった組織というかシステムというかをつくっていくことはとても大事な事かなと考えています。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 具体的な事例をお話いただきまして、本当に牛久市でそういうことが起きているんだろうかというような見方もあるわけですが、大変よく理解できた側面があります。今後ともこの子供の貧困対策、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、消費センターの相談と被害防止策について伺います。

最近の消費者相談の内容と傾向について伺いたいと思います。それとともに過去の事例との比較についても伺いたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 鈴木議員の牛久市消費生活センターの最近の消費者相談内容と傾向についての御質問にお答えいたします。

初めに、牛久市消費生活センターは、平成15年2月に開設され、平成22年度までは週3日、相談員1名体制でございましたが、平成23年度からは週5日2名体制で、平日午前9時から午後4時まで開設しております。相談員は消費生活相談員の国家資格を有しており、相談に対し助言するだけでなく、事業者と相談者の主張を相談し、相談者の希望があれば事業者と交渉し、解決に向けた取り組みを行っております。

平成28年度の相談件数は536件、平成27年度は538件で、横ばいとなりました。平成26年度は563件で、2年連続で減少しております。しかしながら、相談内容は複雑多様化し、解決までの時間がかかる相談がふえてきております。

相談内容の傾向としては、利用した覚えのない有料サイトやアダルトサイトの利用料の架空請求に関する相談が上位を占めています。また、インターネットの光回線の勧誘によるトラブル、格安の携帯電話が出回ったことや携帯電話サービスの複雑化による通信関連の相談も同様

に増加傾向にあります。

一方、高齢者を狙った健康食品の送りつけ商法、投資関連のファンド型投資商品、公社債、未公開株などの相談は減少傾向にあります。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 具体的事例について、もう少し詳しく、また重立ったものを伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 具体的事例についてお答えいたします。

特に多い架空請求の事例では、公的機関のような名称のところから滞納している有料サイトの利用料を請求するというメールが届いたが利用した覚えがない、期日までに連絡しないと法的手段に訴えと書いてあるがどうしたらよいかといった相談。また、スマートフォンで無料アダルトサイトを検索し再生ボタンを押した途端、有料会員の登録が完了した画面になり、誤って登録した場合の連絡先が書かれていたので電話したところ高額料金を請求されたといった相談が寄せられています。

こういった場合、個人情報相手を教えることになるため、決して連絡しないようにアドバイスをしています。連絡してしまい、請求が来た場合でも、心当たりのない請求に関しては支払いに応じる必要がないことをお伝えしています。

最近では、新しい支払方法として、コンビニで販売されているプリペイド型の電子マネーを悪用し、プリペイドカードを購入させ、カードの番号を聞き出して現金化するという手口がふえています。一度支払ってしまうと業者名を変えて何度も請求され、高額な支払いに至るケースもあります。さらには、慌ててインターネットで相談先を探して公的機関の無料相談だと思っていたら探偵業者で、調査費用や高額な解約手数料を請求されるなどの2次被害に遭ってしまう事例もございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 具体的な事例を伺いましたが、ちょっとよくわからないものもあるわけなんです、新たな手法としてプリペイド型電子マネーを悪用した手口ということなんですけれども、もう少し詳しく具体的ケースで説明をしていただきたいと思います。このケースにおいて、被害の最高額というのはどのくらいなのか、被害者の年齢層について、また防止策についてなどお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） プリペイド型の電子マネーにつきましては、IC型やサーバー型などの種類がありますが、最近インターネットを介した架空請求、有料サイトや無料ア

ダルトサイトなどの利用に関してですが、支払いに悪用されているものはサーバ型のプリペイドカードといいます。このカードは、コンビニなどで簡単に購入できまして、クレジットカードを持っていなくてもネット販売や音楽のダウンロードなどの代金の支払いをインターネット上で決済することができるものです。サーバ型というのは、カード発行会社のサーバ上でカード番号の情報が管理されているものを指します。インターネット上のものを購入する際に、このプリペイドカードに記載されている番号、裏側にコインで削ると番号が出てくるんですが、その番号を入力すると決済することができます。カードそのものがなくても番号さえあればものを購入することができてしまうことから悪用されているというケースです。

悪用される具体的事例ですが、有料サイトや無料アダルトサイトによる架空請求で、相手に連絡したところ、その支払い手段としてこのプリペイドカードを購入し、カードに記載された番号を教えるように指示されるという手口でございます。番号を教えるということは、購入されたカードの記載されている金額、これを相手に全て渡してしまうことと同じになります。業者はこの番号を受け取った後、転売するなど現金化するようです。銀行振り込みよりも足が付きにくい手段として悪用されるケースがふえています。

あと、最高額につきましては、ここ２年間で受けた有料サイトや無料アダルトサイトなどのネットを介した架空請求の相談では、最高額は１００万円を超えています。

先ほども御答弁いたしましたが、一度支払ってしまうと業者名を変えて何度も請求されてしまい、支払うことで悩みから解放されるという思いからその一心で支払ってしまったり、今払うと後で９割戻すなどという言い方をされて、その口車に乗って払ってしまったというケースもございました。

年齢層につきましては、有料サイトや無料アダルトサイトなどのネットを介した架空請求の契約当事者の年齢層ですが、平成２８年度のネットを介した架空請求の相談件数は１０６件で、そのうち６０歳代が３２件、７０歳代が１９件、８０歳代が１件ありました。６０歳以上の件数は合わせて５２件であり、ネットを介した架空請求の相談の約半数が６０歳以上ということになります。

防止策についてですが、プリペイド型の電子マネーはカードに記載された番号さえ言えば誰でもどこからでも使用ができてしまうことになります。カードに記載された番号を相手に伝えることはお金を渡してしまうことと同じですので、カードに記載された番号を電話で伝えることは避けていただくようお願いしたいということと、それからプリペイドカードを買ってきとて言われたら、まず架空請求を疑っていただきたいと。

それから、相手に連絡をしない。連絡をしてほしいと言われても連絡をこちらからしない。相手に連絡することで、携帯電話とかナンバーが出てしまいますので、やりとりする上でさら

に多くの個人情報を引き出されてしまう可能性があります。心当たりのない請求は絶対に支払わない、それから不審に思ったらすぐに消費生活センターのほうに御連絡を頂戴できれば御相談は承れると思います。

現在、この手の詐欺が増加していることから、コンビニのレジ付近には注意喚起のチラシが張ってある店舗もございます。プリペイドカードの中には裏面に詐欺に注意するように書かれているものもございますので、十分に注意していただきたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 新たな手法が次々と生まれてくるということで、どのように対応したらいいかと、本当に落とし穴にはまってしまってからでは大変なことになるという状況があると思います。

それで、消費者被害防止策についてなんですけれども、全般にわたって市民が実例を多く知るということも一つの大きな防止策ではないかと思います。自分自身に降りかかった場合の対応が、そういう場合にはとれるということもあると思われるわけなんです、具体的な事例を知らせるということ。なかなかそういうことを知ったり勉強したりという方はそういうことに陥らない傾向もあるかと思われるわけなんです、実際にその被害実態についての具体的公表というようなこともどのように行われているのかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 鈴木議員の質問に答えたいと思います。

議員御指摘のとおり、実際に相談があった被害の実例を市民に知っていただくことは、新たな被害の防止につながるものと考えております。

牛久市では、平成16年7月1日号の広報うしくのお知らせコーナーに、初めて架空請求への注意を呼びかける記事を掲載し、以降不定期で啓発記事を掲載しておりました。平成17年5月1日号から、消費生活センターだよりというコーナーを設け、以降毎月1日号に具体的な事例を挙げた啓発記事を掲載しています。平成27年5月1日号からは、消費生活の窓とコーナーのタイトルを変更しております。

また、市のホームページの牛久市消費生活センターのページには、契約に関する基礎知識を初め、実例を示した対処法やアドバイスが掲載されております。

広報紙のほうなんです、直近で9月1日号の消費生活の窓のほうに悪質業者から高齢者を守りましょうという9月のキャンペーン期間となっておりますので、こちらの広報をさせていただいております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） そもそもその被害者が減らない、次から次へと出てくるというこ

とは、何が原因で何が必要というふうに考えているのか。また、どうすることが最もその防止につながると思われているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 消費者被害が減らない原因及び被害が減るには何が必要かとの御質問でございますが、消費者と事業者の間には情報の質や量、交渉力に格差があります。それゆえに、商品を購入後にこんなはずではなかったという状況に陥ったり、巧みなセールストークや強引な売り込みにより意図しない消費行動に駆り立てられてしまうということが起こり、それが被害につながると考えられます。

さまざまな消費者問題が存在する中で、私たち行政が目指すものは消費者の安全を確保することや、万一消費者に被害が生じてしまった場合には適切かつ迅速に救済できるようにすることです。そのためには、クーリングオフなどの消費者を守るためのさまざまなルールや規制、仕組みが必要不可欠となりますが、それに加えて消費者教育や啓発も重要であると考えます。

特に子供のころから消費者教育を行うことが重要となるため、牛久市では毎年度、小学校1年生と中学1年生に、それぞれの年齢に合ったわかりやすい内容の消費者教育用のパンフレットを学校を通して配付しており、消費者教育の教材として利用していただいております。

消費者教育や啓発活動は地道な取り組みではありますが、その取り組みの着実な積み重ねが消費者被害を少しでも減らす一歩になると考えます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 最近の相談の中で、オレオレ詐欺の大変高度化したケースを知りました。それは2回にわたって行われていて、1度目のときは詐欺にひっかかることを知人の助けで防ぐことができたわけですが、しかし同じ詐欺グループが次の手段に出てきて、再び電話をしてきて金融庁を名乗り、「あなたは詐欺に遭いそうになっているので警察と協力して調査を進めています。あなたの口座カードは5つとも全部使えなくなっています。警察が確認に行きます」と言って世間話的に電話をつないで、ひとり暮らしの高齢者は2時間もそれにつき合っているうちに、警察の制服を着た人が来たと。カードを確認して、うまくダミーのカードと差しかえられて一夜のうちに200万円を引き出されて気がついたと。このケースは警察の扱いになって、消費者センターには届いていないかもしれません。

詐欺被害は少なくなっているという一面もあるように聞いていたんですが、かなり高度化して、余りにもうまく高齢者をだましているということに戦慄を覚えます。

それで、このケースではディスプレイのついた電話に変えて、非通知などの電話には絶対に出ないことなど入り口で防ぐしか方法はないのではないかと思いますけれども、先ほどか

らの被害者の年齢層を見ても、高齢者が非常に多くなっているということで、その不当な契約をしてしまったケースの年代的件数、断トツに多いのが60代、70代、先ほど80代の方もいるというふうに伺いましたが、特別な対策が必要と思われるのですけれども、その対策ということについてどのように行っているのかということをお伺いします。

○議長（板倉 香君） 答弁者に申し上げます。答弁残時間が残り少ないので、簡潔にお願いします。環境経済部次長 梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 対策ということなんですけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、センターの相談員は事業者と相談者の主張を調整し、相談者の希望があれば契約を取り交わしてしまった場合でも交渉により無条件で解約に持ち込んだり、既に支払ってしまった場合でも返金交渉により……、失礼しました。

60代、70代に対する対策についてお答えいたします。

平成28年度に相談があった契約当事者を年齢別に見てみると、19歳以下が6件、20歳代が32件、30歳代が74件、40歳代が66件、50歳代が66件、60歳代が114件、70歳以上は127件で、60歳代と70歳代を合わせると241件、全体の割合は45.0%と約半数を占めております。

高齢者に対して、健康、お金、孤独という3つの大きな不安をあり、親切に接して信用させ、高額な契約をさせる悪質商法や子や孫を心配する心につけ込む振り込め詐欺が後を絶ちません。

現在、高齢者対策として実施していることは、出前講座による啓発です。平成28年度は9件の申し込みがあり、511名に対して高齢者を狙う悪質商法とその対処法について、講義だけではなく寸劇やクイズを交えてわかりやすく説明いたしました。

また、高齢者に対しては地域での見守り活動も必要なことから、民生委員、児童委員の定例会で研修を実施しています。これにより、被害に遭った高齢者を同伴して民生委員の方が相談に来られたり、一定の地域で同じ被害が続いたときなど、行政区長とも協力し注意喚起のチラシを配布することなども行っております。

また、振り込め詐欺などの犯罪に対しましては、該当する相談があった場合、牛久警察署に通報し、連携して対応に当たる仕組みを構築しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 答弁時間がちょっと少なくなりましたから、センターの相談員の実績等についても伺おうと思いましたが、かなり優秀な相談員によって、いろいろ対応しているというようなことも伺っております。

最後に、私はこの問題を取り上げるに当たって、水トラブルの相談を受けたことから発しま

した。それは認知症の家族の方から、トイレにおむつを詰まらせてしまってどうしてもとれないので、よくポストに入っている水のトラブルはこちらへどうぞといったマグネット付きのカードに電話をした。すぐに駆けつけてくれたけれども、その薬のようなものを目の前で2個落として流れないことを家族に確認させた上で、ホームセンターなどで売っている吸引盤ですか、これを使って吸引をした。その間、たった2分の作業で5万円を請求されたと。納得がいなくて消費者センターに相談に行ったところ、一旦払ってしまったから言えないのではないかといいふうに言われたと。こんなようなことになるとは知らなかったと。それで、知っていれば納得がいく方法で行うことができたのではと、こういうことも含めているんなケースを市民に知らせてほしいという訴えでした。

今回の質問を通して、市民への周知も広報紙で毎回具体的ケースをお知らせしたり、啓発を行っているということもわかりました。しかし、市民は日ごろから研究したり話し合ったりしている方ばかりではなくて、いざその場になってなかなか対応策は即座に浮かばないということもわかりました。

この水トラブル、近くの市内業者につながれば、もっと親切な対応があったのではないかと思います。しかし夕方5時を過ぎると待ったなしの場合にどうなのかなという大変難しくもなります。

また、先ほど話しましたひとり暮らしの高齢者を高度な手法を使ってだますと、これも最近の出来事でありまして、孤独な市民につけ込む詐欺、まさに後を絶たない現状を認識しました。

1日付の広報うしくでの消費生活の窓コーナーには、9月は高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺防止キャンペーン月間ですとありまして、まさに地域ぐるみで家族や周囲の見守りで防ごうと呼びかけられております。だます、だまされるといった何ともやりきれない問題ではありますが、地域の話題にしながら防止できるよう皆さんとともに取り組んでいきたいと考えて、次の質問に入ります。

3番目に、公共工事における残土の取り扱いについてです。

先日、土地開発基金で購入した井ノ岡にあるストックヤードを見せていただきました。3筆合計で地積は2万8,662平米、購入金額は1,146万4,800円と説明を受けました。市内の公共工事による残土を搬入保管し、必要な場合は再利用をするための残土保管場所とのことですけれども、このストックヤードへの搬入について、まず全体の収容量はどのくらいと見ているのか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

まず、目的につきましては、公共工事で発生する建築副産物のうち、建設発生土は再生資源

として有効利用するものとされておりす。

牛久市においても、建設発生土の適正な処理をするため、近隣市町村にある茨城県建設技術管理センターが運営するストックヤードに搬出をしておりました。しかし、平成20年代前半には近隣市町村にあるストックヤードが相次いで閉鎖されたことにより、遠隔地へ運搬を余儀なくされ、工事費に占める残土搬出費の割合が非常に高い状況となりまして、工事コストの抑制が大きな課題となっております。

それらの課題に対応すべく、かつて民間で土採取を行っていた井ノ岡町にあります現在運用しているストックヤード地を適地といたしまして、平成24年5月に土地開発基金により当地を購入し、平成25年度より運用を開始したものでございます。

御質問の予定収容量につきましては、前述の土採取が約14万立方メートルであったことから、もとの地形までストックできるものとするならば、同程度の収容ができるものと想定しております。

なお、平成29年8月末現在、約7万4,000立方メートルが既に搬入されております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 既にかかなりの量が搬入されているようですが、どのような市内の公共事業によって生み出された残土なのか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

ストックヤードに搬入する対象工事につきましては、道路工事、下水道工事、建築等土地造成工事などにおける牛久市が発注する工事に限定しており、民間企業及び他の公共機関発注の工事の受け入れは行っておりません。

また、受け入れする残土につきましては、建設工事から発生する土砂のみであり、側溝清掃等で発生する汚泥などは産業廃棄物として適切に処理し、ストックヤードへの搬入は行っておりません。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 今後、この土を再利用するということもあると思うんですが、再利用するとすればどのようなことに利用されると想定されるのか伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 再利用の御質問にお答えいたします。

ストックヤードへ搬入された残土の利活用につきましては、ストックヤードは市が発注する工事において土が不足した際にストックヤードから搬出し不足を補うなど、再生資源として有

効に利活用することを目的として運用しております。

これまで市道２３号線の工事において不足土をストックヤードより約１，１００立方メートルを搬出した経緯がございますが、牛久市の地形上、大きく土が不足するような工事が少なくまた不足した際には近傍で行われている工事間で調整をしたり、不足を補うなどしているため、ストックヤードから搬出するケースは余り多くない、少ないのが現状でございます。

今後もこのような不足が発生した際には有効利用ができるよう、ストックヤードの適正な管理をしてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○１５番（鈴木かずみ君） なぜこのような質問に至ったかといいますと、放射能汚染土の処理と再利用についてなんですが、３．１１以来、放射能汚染土の取り扱いについては市民の関心度が非常に高いものとなってきたわけです。それで、現在は全体的にも空間線量が下がり、安心感も出てきている状況にはあると思われませんが、公共工事によって生まれた残土を保管し、再利用をするということですが、この残土に放射能汚染土が含まれていないのか。

ただいまの答弁の中では、Ｕ字溝などの汚泥は含まれていないということでしたけれども、線量等の測定はされているのかどうかについて伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

ストックヤードは、東日本大震災発生後の平成２５年度より使用を開始し、牛久市発注の調整池や雨水管整備工事、道路改良工事などの発生土を搬入しております。

建設発生土の放射能につきましては、国で定めた基準はございませんので、指定廃棄物の基準値を準用しながら、事前にサンプリングにより放射能測定を行い、安全を確認した上で搬入を行っております。

震災後のストックヤード使用開始当初におきましても、測定結果は準用した基準値以下でありました。

また、現時点でのストックヤードの空間線量は、市内の測定地と同様の値であり、現在ストックしている発生土につきまして、盛り土工事など需要があれば再利用できるものと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○１５番（鈴木かずみ君） 残土の出どころについて伺いたいと思います。調整池にするための場所ということも伺っていたわけなんですけれども、地形的にかなり低いところでありまして、高いところから流れて低いところにたまったところを掘削すれば、当然放射能的なものが凝縮されて含まれているというふうに素人感覚で市民は考えてしまうところなんですけれども、

この残土についてその測定と公表をして、市民に安心感を与えるような方策というのがないのかどうかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

御質問のとおり現在調整池の整備を行ってる場所は、谷津田や休耕田など地形的に低いところとなっております。しかしながら、現状といたしましては耕作されております水田と同様であり、また測定した数値といたしましても、平成25年度に整備した根古屋川緑地調整池と現在整備中の下町緑地調整池ともに放射能濃度は検出限界値以下でございました。空間線量につきましても、下町緑地及びストックヤードともに市内の測定値と同様の値となっております。

なお、測定と公表につきましては、御質問にもございましたとおり、雨水が集まったところがより高い数値を示すとも考えられてございますが、市内44カ所の調整池及び2カ所のため池の空間線量につきまして、牛久市のホームページ上にて測定結果を公表しております。なおいずれも基準値以下となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 放射能に関しては、今後何が起きるかわからないというところもあるわけですが、もし万が一汚染ということが確認されたものについては再利用しないという明快な見解を市として示していただきたいと思いますが。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

先ほどもお答えさせていただきましたが、これまでの搬入状況を勘案し、現時点ではストックヤードには汚染土は保管されていないと認識しております。また、現時点でのストックヤードの空間線量につきましても、市内の測定値と同様の値であることから、ストックヤードに保管している発生土は再利用できるものと考えております。なお、発生土を再利用する際には、準用した基準に従いまして適切に利用いたします。

今後も発生土の再利用促進という面からも、ストックヤードを適切かつ有効に活用してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時40分といたします。

午後4時28分休憩

午後4時40分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○16番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問をします。

まずは、牛久市のまちづくりについてであります。

これまでの議論を聞いている中で、新たな住宅地の開発や観光事業の促進などが議論されてきたと思います。しかしながら、それらの議論の中で将来の牛久市の基本的なまちづくりというのが残念ながら見えてきませんでした。総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、都市マスタープランやワインビレッジ構想、歴みち、アザレア計画、スローシティ、スローフード、いろんな計画がいっぱい出てきたんですが、これらの議論の中で牛久市がどのようなまちづくりを目指すのか全く見えてこないという感じであります。

牛久市のまちづくりについてどのような考えなのか、まずお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市のまちづくりの基本的な考え方についてでございますが、当市における現在の最上位計画であります牛久市第3次総合計画において、まちづくりの将来像を定めております。メインタイトルを「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」として、「美しい水辺と緑の自然に囲まれた環境の中で信頼ある行政運営を目指し、暮らしやすく笑顔があふれるまちづくり」をサブタイトルとしております。

このまちづくりの将来像は、前計画である第2次総合計画においては、当市の発展と熟成を進めてまいりましたが、第3次総合計画では都心に近い交通利便性や市街化地域の発展だけではなく、市民が郷土に愛着を持ち、緑に囲まれた暮らしや牛久の大地から恵みを感じられる暮らしなど牛久ならではの新しい価値を創造していくまちづくりを提唱しております。

そして、市民・行政・民間の団体や事業者といった多様な主体間の対話や子供から高齢者まで世代を超えた対話、昔から住んでいる住民と新たに転入してきた住民との対話、住んでいる地域を超えた対話などを通じ、協働、協創による多様な取り組みを生み出すことにより、「笑顔があふれ やすらぎのあるまち うしく」のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

牛久市の鯉まつり会場におけます近隣公園でございますが、先月の末に職員の発想による職員の手で遊水池をつくりました。8月の末だったので、ちょっと夏が終わりかげんかもしれま

せんけれども、ただそこには土日には非常に多くの子供たちが遊んでおりました。中には「もっと早くつくったほうがいいんじゃないですか」という人もいれば、また「これは隠れスポットだよ」という話も受けました。要はそういう職員のそういう発想でもって、市民が少しでも幸せになるような、そしてそのような場所ができるということは、これからのまちにも一つの大きな影響を与える、そして意識を持った仕事であるとは私は思った次第でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 本年2月に公表されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略には、いろいろすばらしい未来像が書かれております。しかし、私は古い議員でありまして、牛久町時代からの総合計画というのをずっとこれまで見てきました。牛久町の第1次総合計画、牛久市の第1・2・3の総合計画、これらを見て議会の中でいろいろ議論をしてきましたが、どれも美辞麗句を並べられているのが特徴というふうに私は考えております。

いわゆる箱物はある程度充実してきたと思いますが、教育福祉については国の法律改正や補助金カットで地方自治体に負担を押しつけた結果が市の施策にある程度の制約を受け、そして総合計画達成には不十分と、十分とは言えないと思うのであります。

これからのまちづくりを進めていくに当たって、今市長が述べられました総合計画と、潤いのあるまちづくりですか。しかし、まちづくりというのは現状をどう捉え、そしてそれらの中での問題点は何なのか、どうやって解決していくのかというのが重要と考えるわけでありまして。市の考え方をお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 税の減収等におけるまちづくりという考え方でございますけれども、牛久市は現在の市域となりました昭和30年より右肩上がり人口増加を続け、平成29年7月末現在で8万5,075人となっております。しかし、現在日本全体での人口減少や出生率低下などを受け、当市においても人口減少は遠くない未来に起こることが想定されております。

このため、45年後の2060年の人口展望を示しました牛久市人口ビジョンと地方創生、人口減少克服に取り組むための牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成28年2月に策定しております。

この中で、2060年に現在とほぼ横ばいの人口、8万4,000人を目指すことを掲げており、出生率の向上と転入超過維持を目指しております。

今後、少子高齢化とそれによる税の減収は当市だけではなく日本全体の問題となっております。当市においては、その中で空家や遊休資産の利活用や交通網の拡充などの住みやすさ

や、出産・子育て支援などの産み育てやすさにこだわり、選ばれるまちであり続けるための施策を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 少子高齢化と税の減収におけるまちづくりについてというのが、非常に私は重要だと思います。

これまでの答弁の中で、8月現在の高齢化率は27.12%ということでありました。しかし、ひたち野地域では高齢化率は1桁台というところがあるというふうに聞いております。ひたち野を除いた高齢化率は30%を超えるんじゃないかと思うんですが、現在どうなっているのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 現時点では、ちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんので、後で提示したいと思います。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） ひたち野地域では高齢化率6%、8%というところがあると、これは昨年私どものほうで調査したところなんですが、現在はどうなっているのか。1年たっても10%、20%にはならないと思います。30%に近い形の高齢化率だというふうに思うんですが、牛久駅の乗車率、2000年、平成12年のときは2万1,644人、2016年、昨年は平成28年ですね、1万3,123人。17年間で何と8,000人も乗車人員が減っているのであります。単純にこれが高齢化率というわけではありませんが、牛久駅を中心とする高齢化は顕著なものがあると思います。

これまで、牛久駅周辺の開発ですね。エスカードビルは30年ぐらい前になりますが、区画整理や再開発、いろんな開発を行ってきましたが、そして大きな税金を投入しております。500億円以上のお金を牛久駅周辺での開発に投入してきたと思いますが、30年たってもほとんど効果はないというふうに思うんですが、この点についてどう考えるのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、まちづくりの一つの考え方として、牛久市は大きい3地区に私は分けてもいいのかなと。これだけのまちでございますけれども、牛久の旧のまちづくりの仕方、それからひたち野地区のまちづくりの仕方、それから奥野地区のまちづくりの仕方などございます。それは私は一緒じゃなくて、一つ一つそのブロックごとに分けてもいいのかなということを考えております。

牛久地区においては、エスカードビルを中心としたその活性化、商工活性化、そして今まで投資したものをこれからどう使うか。それから、公共交通もございます。これをいかにこの

牛久にうまく集約するかというのが大きな問題だと思います。先ほども、交通機関がつくば市とかいろんな地区からの乗り入れもございました。そして、牛久でもともと有名な牛久沼周辺の開発も、観光地もございます。それらを含めて、牛久町の歴史、そして中心部としての商業活性化のつくり方、そして新しくひたち野地区の学校を中心とした、また運動公園、非常に新しいまちのつくり方、そしてあの地区は30年、40年ぐらいですか、できまして、そして今その当時の獺穴地区の人は、もうずっと農業をやるからいいんだよという話があったけれども、最近いろんな話を聞きますと、早くにもっといろんな開発をしてくれないかという話私も聞いております。

そして、奥野地区。奥野地区は純粋な農業地区でございます。そして、農業地区のこの奥野地区を中心としたすばらしい農業資産というものもございます。そういうものを生かしたまちづくりの仕方。ですから、そういうものの僕はここにいろんなコンセプトを持ってつくることによって、この牛久全体がもう少しそういう意味ではグレードアップする、そしてそういうまちを目指したものが私は一番効率的なまちづくりなのかなということを思っております。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） まちづくりの基本的な考え方が、ちょっと私どもと違うような気がするんですが、大きなお金を投入して、じゃあ30年前と牛久はどうなったのか。イズミヤが撤退したのは、やはり牛久駅周辺の活性化、そしてまた高齢化とか、そういった問題が関与している一面はあるわけです。そのほかに中心市街地で旧牛久町役場があったところですか、あれは中心市街地の補助金をもらいながらやりましたね。そのほか牛久駅東口の区画整理、牛久駅西北区画整理、そしてまた栄町や刈谷の区画整理。いろんなところに莫大なお金をつぎ込んできた。ところが、それ以後どうなっているか。ちゃんとしたまちづくりに私はなっているというふうには思えないわけであります。

また、国が進める中心市街地開発の問題については、一番近いところだと土浦の駅前ですね。あそこのところは中心市街地で、国交省の宣伝の中にも以前載っていました。今は駅前が閑散とし、そして大型店舗が転出していく中で、土浦の市役所がそこに入らざるを得ないと。しかし、そうなったからといって活性化しているかというのと、していないと。

まちの活性化をどのような視点でやっていくかというような問題の捉え方に、私は問題があるんじゃないかと思います。

例えば、7月の初旬にテレビ放映された東京板橋区にある巨大団地、高島平団地の高齢化問題が取り上げられておりました。それによりますと、団地の高齢化率は45%以上、日本が2060年に迎えるとされている40%を超える数字です。これは現在ですよ。まさに東京の限界集落と言える状況であります。問題は、孤独死、そして自宅療養している高齢者をどう

支えていくのかという課題。いろいろな取り組みがなされているようですが、これが十分に行われていないというのがテレビ放映でされておりました。

このような観点からして、今市長が3つの地域と言いましたが、公共交通がほとんどない奥野地域を初めとした限界集落化が牛久市内でも進行し始めているのではないかと思います。喫緊の課題としては、その対処方法とまちづくりの関係を1つにして検討すべきではないかと思いますが、どのように考えるかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部長飯泉栄次君。

○経営企画部長（飯泉栄次君） ただいまの御質問なんですが、昨年度つくりました牛久市地域公共交通網形成計画、この中で奥野地区に関しましては、現在サンライズさんに担っていただいています公共交通空白地有償運送、これがございます。こういったものをどんどん進めていって、それとその他のほかにも福祉有償運送とかそういったものもございますので、そういったものを活用しながら、東部地区の発展に対しても取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） なかなか質問と答弁がかみ合わないような問題があるんですが、奥野地域ということを一言言いましたからそうなるんでしょうけれども、例えば小坂団地なんかも言ってみれば牛久駅から一番遠い団地ですね。これも高齢化率は30%近くになっているわけです。その中で、公共交通かっぱ号があるからそれに乗って買い物に行くのかと思ったけれども、そうではない人が結構いるんですね。なかなか公共交通の充実というものがなければ、そこを退去しなければならないというような問題も多々含んでおります。これは小坂団地だけでなく、ほかの団地でも高齢化率は進んでおりますね。第二つつじが丘、刈谷、そしてまた東みどり野、それらも同じような高齢化率が上がっていると思います。

これまでの一般質問の中での議論を聞いていますと、都市のコンパクトシティ化というものが取り上げられているんじゃないかと思いますが、国策的な色をこのコンパクトシティ化は強めていると思います。

政府は2014年、都市を都市機能誘導区域と居住誘導区域に分け、区域外の開発を抑制する立地適正化計画の導入を決めました。財政が逼迫する中、国が理論としては完璧なコンパクトシティ政策を急ぐのは、将来的な居住制限への布石と捉えることもできると思うわけであります。

牛久市の先ほど言いましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の具体化ではないかというふうに私はこのコンパクトシティ化を思うんですが、この点はいかがでしょうか。（「答弁はいいです。無理に答弁しなくてもいいですから。議長」の声あり）

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） なぜかといいますと、これまでの答弁の中でコンパクトシティというのが出てきたので入れたんですが、私自身、これまで都市計画法というものをもう一度読み直してみました。第1条で、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。また、第2条で、都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地活用の合理的な利用が図られるべきことを基本理念とするとあります。

これまで、牛久市はこの法律の一面的な面だけを捉えて、開発優先の姿勢を進めてきたのではないかと私どもは考えております。都市計画法がいう公共の福祉の増進、農林漁業との健全な調和を図るまちづくりを進めるべきではないか、そしてまちづくりの主眼をここに置くべきではないかと思います。この点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 当市では、先ほど御答弁申し上げました牛久市第3次総合計画でまちづくりの将来像を定めておるところでございます。そして、第3次総合計画と将来人口の展望を共有しております牛久市人口ビジョンがあり、その達成のために牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、地方創生と人口減少克服のための具体的な施策をまとめております。

この牛久市人口ビジョンでは、将来の方向として、住みやすさの向上を1番目に挙げ、全ての世代が生き生きと暮らせるまちづくりを目指しております。そして、住みやすさに含まれる産み育てやすさを向上させることで、出産・子育て世代の出生率向上と転入超過を継続し、市民ニーズや地域資源を生かしたしごとの充実により、住みやすさと産み育てやすさをさらに向上させることを目指しております。

そのための取り組みの一環として、教育施設の充実やマル福対象年齢の拡充など教育や福祉の施策に取り組んでまいりましたが、現在移住対策としての空家問題にも積極的に取り組んでいるところでございます。平成29年度より空家対策課を発足し、ことし8月に市の空家対策の方針を示す牛久市空家等対策計画を策定しております。計画では、活用策の一つである空家バンク制度の運用を本年度中に始めることで、市内に眠ってる空家等に対して、所有者と移住希望者をマッチングさせるツールになるものと期待しているところでございます。

また、その他移住に関する施策につきましても、先進自治体の情報や金融機関等からも情報を収集しているところでございます。

このように、現在の当市のまちづくりにおいては、地方創生と人口減少克服は重要な課題であり、その課題の解決手段として住みやすさと産み育てやすさの向上が非常に重要であると

考えております。しかし、まちづくりには市の施策を、今議員のほうからも御指摘がありましたけれども、全体的にバランスよく実施していくことも必要となります。このために市内外の現状と課題を捉え、そのときに必要な施策をバランスよく実施するように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

先ほどの30年来変わらぬいろいろな大型投資をしたけれども、牛久市としては何も変わらないんじゃないかという御質問でしたけれども、変わらないのは確かに人口が減っていないという、これはまちづくりとしては、一番これは成功した一つの例ではないかというふうに捉えているところでございます。

ただ、少子高齢化というものに関しましては、日本国内全体の問題でございます。そのことに対応するために、先ほど申し上げました人口ビジョンであり、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものがあるというふうに捉えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 人口減少の克服でいろんな施策と言いますが、まちづくりに、たればというのではないんですよ。こうなれば、こうであれば。事前に、現在はどうであるかという問題。今、人口の問題を言われておりましたが、今ひたち野の人口は約1万5,000人強、1万6,000人ぐらいになりますかね。1万8,500人から、8万5,000人からいくと7万5,000人程度、これはふえているとはいえないんですよ。ひたち野地域がふえているということ。それで、ちょっとここで確認したいのは、コンパクトシティということについての今後の検討は、あるのかないのかについて聞きます。

○議長（板倉 香君） 建設部次長岡野 稔君。

○建設部次長（岡野 稔君） 一昨日の石原議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、当市としましては、現在コンパクトシティ、立地適正化計画ですね、その策定を今進めているところでございます。内容としましては、都市計画誘導区域、それと都市機能、都市施設ですね。及びその居住誘導区域というものを今現在定めるための計画策定を進めているというところでございます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部長川上秀知君。

○保健福祉部長（川上秀知君） 先ほど御質問のございましたひたち野における高齢化率でございます。東獺穴、ひたち野中央、びゅうパークひたち野、ひたち野、ひたち野東、ひたち野西、コモンステージひたち野と、7つの行政区の高齢化率でございますが、7.59%という状況でございます。65歳以上の人口が1,217人、これに對しましてひたち野にお住まいの方の全人口が1万6,027人という状況でございます。とりわけ低い行政区といたし

ましては、ひたち野西行政区において5.02%という状況となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） これからいきますと、やはり牛久市のひたち野を除いた高齢化率というのは30%に極力近い状況ではないかというふうに思います。2060年には日本全国40%の高齢化率と言われているんです。あと10%程度しかないということですね、ひたち野うしくを除くと。

それと、コンパクトシティの問題なんですが、全国でコンパクトシティの失敗例というのはたくさんあるんですね。例えば、青森県の三沢市、山梨県の甲府市、兵庫県の宝塚市、千葉県の木更津市、福岡県の北九州市、青森県の青森市、そして岡山県の津山市と。これらのところは、ことごとく失敗をしていると。そしてまた、私も何回か取り上げた富山の問題ですね、コンパクトシティということで。これも少しずつ成功例に近づきつつあるということですが、しかし既存の商店街、またアーケード街というのは人口が戻らないという状況であって、富山市においても成功とはいえないと言われております。

それで、この結果何があったかという、莫大な借金をしょってくるわけですね。コンパクトシティというのは、先ほど部長のほうで言いましたけれども、いろいろな問題があると。その中に大規模な開発が入ってくるわけです。莫大な借金を残して将来に負担を押しつけるということになるわけであります。

これまで市長の答弁を含めて、ひたち野の新たな開発、住宅団地ですか。聞いているところによると区画整理を考えているのではないかというふうに思うんですが、その開発によってさらなる借金をふやすと。中学校建設で、経常収支比率はさらにこの中学校の建設において上がってくると思います。16年度の決算で93.8%、その財政健全化法が施行される前の指標で私どもは計算をしてみました、これが今の健全化法で全体的を射ていないということではないというふうに思いますので、その中での指標の見方、公債費比率10%以内が適正と言われ、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインと言われております。16年度決算で、牛久市は10%を超えております。

また、将来の世代に負担を残す指標は、実質債務残高比率100%程度が健全度の目安と言われております。ところが16年度決算で何と173.5%、これを現在の借金返済をしていくと何年健全化に戻るかというと、17年以上です。当然、私はそのころは生きてないですね。ここにいる方も、市役所にいる人もほとんどいないんじゃないかと思うんですが、これほどの現在借金をしょっております。それでさらに、これが大規模な開発をしていくということになると、さらに莫大な借金をしょうことになります。

もし、ひたち野にそのような開発をしたとすると、税収が上がってくるのに早くても10年

はかかるのではないのでしょうか。新たな開発で将来に負担を残すべきではないというふうに思うんですが、この点についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は常に、今牛久市で何ができることなのか、今、そしてあと10年後には何が一番必要なのか。あと30年後は牛久市にとって何が必要なのか。やはり私たちはいろんな歴史を学んでおります。牛久市にいろんな投資がございました。それが結果はどうあれ、それなりの成果はあったこと、これも事実であります。私は全てを否定しません。

ですから、そういう結果に学びながら、そしてこのひたち野うしくにおいてもどのような開発がいいのか。私は大きな投資とか、そうするつもりはございません。民間ディベロッパーの活用を行ったり、そういうことでなるべく地元の牛久の身の丈に合った開発をしながら、それでなおかつ、私は全てが人口ではございませんけれども、ただ人口の増加というのはまちの大きな活力になります。そういうことも含めながら、どのようにしたらいいかということを私はこれから考えてやっていきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 市民税の約25%はひたち野地域からの税収だというふうに聞きました。その人口は約8分の1、残る8分の7のさらなる高齢化、そしてまた所得減は深刻であります。税の増収を図る手だてをこれまで述べてきましたが、具体的なもの、私の胸に落ちるものではありませんでした。少子高齢化対策を喫緊の課題として捉えたまちづくりを再度検討すべきだと申し添えまして、次の質問に移ります。答弁がなかなかみ合わなかったので、そういうふうになります。

続きまして、市史編さん事業についてお尋ねします。

この市史編さん事業は、1991年昭和63年に始まりまして、平成3年、市制施行5周年で発行された市史編さん創刊号で当時委員長の稲葉氏、元助役ですね。「市史編さん事業は、私たちの郷土愛を育む文化運動である」としております。市史編さんをどのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

市史編さん事業につきましては、市民の皆様の郷土に対する理解と関心を深め、今後の魅力あるまちづくりに資するものとなるほか、郷土に関する有形無形の歴史資料を調査整理することによりまして、貴重な郷土の文化財を後世に継承し、その公開と活用にも寄与するものと考えております。

牛久市の市史編さん事業につきましては、牛久町時代に町制25周年を記念し、牛久町史史

料編一、二が刊行されたことに始まります。

その後昭和63年から平成16年にかけて、市長部局秘書広聴課が事務局となりまして、時代及び分野を網羅する形で発刊に必要な資料の調査、執筆を多数の専門委員の先生をお願いをいたしまして、通史編5冊、史料編8冊、民俗や古文書の調査報告書8冊、専門委員などの論文を掲載した市史研究8冊の合計29冊が刊行され、現在に至っております。

時代の流れとともに消え去ろうとしている先人たちの足跡や郷土の歴史と文化を学ぶことによりまして、おのずと誇りと愛着心が生まれ、市民みずからが行うまちづくりにつながるものと考えております。

そして、継続的に資料を収集整理、保存、公開し、後世に伝えていくことは行政の使命であると認識しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 実はこの市史編さんというのが、私が1期目のときに大野正雄さんの時代に一般質問で取り上げて、「今やっているよ」という答弁をいただいて始まったような事業なんですけど、これまで何千万円というすごい多額なお金をかけてきた事業なんです。しかし、何冊か今報告がありましたけれども、発行されて、それがどう利用されているのかというのがちょっと見えてこないんですね。市史編さんの必要性というのが、これらの事業を通して見えてこないんですが、その必要性についてお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 必要性についてお答えいたします。

平成16年に牛久市史で最後に刊行されました原始・古代・中世の通史編から10年以上が経過した現在、ひたち野うしく地区の人口増加に伴い、牛久市における市民生活を取り巻く環境は目まぐるしく変化をいたしまして、大きな変貌を遂げてまいりました。

このような社会変化の中で、地域の貴重な資料が散逸し、伝統的な習俗や伝承も失われつつあります。これら地域の成り立ちや変遷を物語る文化的遺産や地域の現状を後世に伝えるための取り組みが求められているのも事実であります。

その取り組みの一つである市史編さん事業は、先ほどもお答えいたしましたとおり市民の郷土愛の醸成、また今後の魅力あるまちづくり、郷土の貴重な文化財を後世に継承するためにも必要な事業であると認識しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 市史編さんの現状と今後の問題についてですが、当時の牛久市長大野正雄さん、文化都市牛久を目指してということで、この中に論文が書かれております。近代都市へと発展する牛久市の歴史的な性格、時代的特徴及び文化の経緯を明らかにし、長く後世

に伝えるため長期計画のもとに市史編さん事業を行う。また、必要に応じ啓蒙活動を実施するとともに、委員会の方針に沿った事業の推進を図っていくとされております。

これからすると、今の牛久市の市史編さん事業というものが実際どうなのか、その現状と今後についてお尋ねしたいと思います。

そしてまた、牛久市の市史編さん事業は全て終了、完了したのか、目的を達成したのかどうかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

昭和63年から平成16年にかけて行われた市史編さん事業につきましては、通史編や史料編、各種報告書など全29冊の市史関連書籍の刊行をもちまして完了したと理解しております。そのために当時の秘書広聴課内に設置されておりました市史編さん室も廃止され、当時収集した資料は市の中央図書館で保管し、外部からのレファレンスにも対応しているところであります。

市史編さん事業でまとめられた成果につきましては、現在の文化行政に効果的に生かされております。具体的には、市内文化財を紹介する文化財ガイドブックの刊行、あるいは昨年度開催いたしました牛久藩関連の寄託資料を展示した「牛久藩主とその時代」展などは、市史でまとめられた成果がなければ企画自体が成り立たなかったと言っても過言ではございません。

また、今年度改訂されました市内小学生用教材である社会科副読本「わたしたちの牛久」にも市史でまとめられた成果を反映しております。

さらに、埋蔵文化財行政においても、市史編さん時に市内全域の遺跡を発掘調査した成果に基づき作成した遺跡地図を資料として活用することで各種開発にこれも対応しております。

今後につきましては、来るべき市史改訂に向けて、可能な限り市に関する文化財資料の保存収集及び活用にも継続的に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） この市史編さん事業について、これは人からの聞きづてなんです。が、牛久市の市史編さん事業は完結していないと。その理由について、中の調査をする人たちの中で、みんなで集めた資料を個人的にまとめて学会に発表してその中でもめごとがあったから、市史編さんについては解散せざるを得なかったというような話も聞いております。これが本当かうそかわからないですが、しかしまだこの牛久市の市史編さん事業は、私は終了していないと思います。

今後の問題として、これは総合計画とかいろんな問題の中に入っているわけではありませんが、これは憲法が定める教育の保障、社会教育の一環ですから、当然その総合計画の中にも市

史編さん事業というものは入れるべきだと思います。

千葉県の柏市では、昨年度この市史編さん委員会がいろんな答申を出して、今10年かけて事業をやっているそうであります。しかし、牛久市の場合はどうもその文化、そして歴史というものを大事にしないような雰囲気があります。市史編さん委員会の再度の設置というものは考えられるのかどうかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

現在、牛久市では市史編さん事業は行っていないために、市史編さん委員会も設置していません。

現在、牛久市では文化庁からの勧めもありまして、市の文化財行政のマスタープランともいべき牛久市歴史文化基本構想の策定を進めております。策定に当たりましては、筑波大学や茨城大学、県立歴史館などの研究者からなる委員会も組織しております。そのため、資料館もなく専門委員も少ない現在の牛久市の文化財に関する体制では、市史編さん委員会を同時並行的に設置し、事業を再開するには時期尚早と考えております。

しかしながら、歴史文化基本構想には市史編さんの継続の必要性を盛り込むとともに、策定により新たな市の文化財行政の指針が示された際には、市史改訂版の編さん事業の検討を開始したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 私は牛久に越してきて四十数年になりますが、歴史が好きでいろいろと議会の中でも取り上げた経緯もあります。ひとつ、牛久で生まれて育った方で、河童の碑というのは誰がつくったのか、どういうものなのか知っている方は余りいないんじゃないかと思うんですが、これもちょっと私は議会では取り上げたんですけども、あの石自体は根府川石というもので、東京の池袋にある護国寺に転がっていた石を使って酒井三良氏初め数人でつくろうと。言い出したのは犬田 卯さんですね。そこでつくられて、2トントラックに積んであそこに持ってきたと。そこでのお金を集める募金帳、そこに横山大観の名前もあるんですが、今さら小川芋銭ではないだろうということでお金はくれなかったそうです。そのときの会計報告なんかも見せていただきました。

このようなことは、やはり小川芋銭を知る上で、小川芋銭死後の問題についても、当然市史に、これは議会で取り上げたこと、市史に載っているはずです。これの問題とか、あとは小川芋銭が脳梗塞で倒れて療養しているときに横山大観がお見舞いに来て、そしてあそこの今はないウナギ屋さんですね。あそこから小川宅に登っていくときに、右側にザクロの木があったんですね。そのザクロの木は牛久沼を背景にそのザクロをスケッチしたもの、これも市史のほう

には載っていると思うんですが、これも議会では取り上げたんですが、そのような問題も含めて小川芋銭研究というのはさらに行われるべきではないかというふうに思います。

そしてまた、奥野地域では鎌倉権五郎という、鎌倉権五郎景政ですね。牛久市では今から20年ほど前に、このような牛久むかしばなしというのをつくって発刊してあります。これを見ると、鎌倉権五郎景政は16歳で亡くなられたと。そして、そのときに着ていたよろいかぶとは、今でも牛久市内で保存されているというふうにこの中に書いてあります。公開はしていないということで、見た方も少ないんじゃないかと思うんですが、そしてまた鎌倉権五郎が亡くなったのは、命日は9月18日。それで、住まいは鎌倉だったようですね。そこに 御霊神社というのが、鎌倉権五郎景政を祭った神社があると。これは長谷寺のそばだそうです、そしてその9月18日の命日には面かぶり行列というのがあるそうです。

そのようなことを知っている方は非常に少ないと思うんですが、そのほかたくさんいろいろなこれから調べ、そして市史として残していく必要も多分にあるというふうに思います。それらを含めて、市史編さん事業委員会、そしてまた社会教育の生涯における学習権、これを保障すべきだというふうに思いますが、最後に教育長にこの点はどうなのかお尋ねします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今御紹介のありました鎌倉権五郎ですが、奥野小の子供たちは、何年生だかそれを学習して、現地を、碑かなんかがありまして、それを見に行ったような状況がありました。

また、先日、牛久藩の最後の藩主の山口弘達さんの江戸城入城の図巻き、図巻きというのは巻物をお孫さん、東京に住んでいるお孫さんからいただいて、市の指定文化財にしようかというところで今進めているような現状があったり、また文化財の調査報告書もここ10年近くで15集集まったりしています。なので、ある程度集まったら、やっぱりもう一度開いて、また始めるべきかなという気がしますが、牛久市禁中という6冊ぐらいできたほうを見たんですが、紀行があったりインタビューがあったりするんですが、一番最後に活動日程が書いてあるのを見ますと、相当頻繁に動いているなというのが見えまして、このレベルでやるとなると、今のスタッフと今の予算では無理かなというのもありますので、ある程度たまったところでまたスタートすると。そして、足りないところを補っていくということが必要なということを感じております。

○議長（板倉 香君） 利根川英雄君。

○16番（利根川英雄君） 済みません、最後に一つ。重要なその資料等もあれば探していただきたいと思うんですが、小川芋銭が使っていた墨というのがあるんですね。この間、中国産で約400年前の墨、これを半分に分けて1つが横山大観に、1つが小川芋銭にということで、

横山大観は全部その墨を使ってしまったそうなんです。ところが、小川芋銭は使わないで持っていたと。その亡くなったときに、大変重要なものだからといって、吉井 忠さんという方、これは日本画家で1号100万円もするような画家だそうです、その方は小川芋銭の書生みたいなことをして、あれは重要なものだから捨てられては困るということで持ち帰ったそうです。実際、私も見て触ってきました。それが北池袋の吉井 忠さんの自宅にあると。今もあるかどうか分からないんですが、それらもぜひ、小川芋銭の遺品として検討していただければと。家族の人に聞いたら全く興味がないそうですから、そんな石炭みたいな真っ黒なものが転がっていても大して意味がないようなことを言っていましたので、そこら辺のところもぜひ、今後の調査の中で検討していただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で、利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

これもちまして、一般質問を終結いたします。

以上もちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時04分散会